

○議事日程 (平成二十六年十二月二十四日第二日)

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 諸般の報告

日程第三 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長 松永民夫

二番 長澤龍夫

三番 大橋三男

四番 三田正敏

五番 吉田太郎

六番 早崎百合子

七番 野村永一

八番 田中敏弘

九番 松永民夫

十番 皆川雅子

十一番 中村辰夫

十二番 水谷久美子

○欠席議員

なし

○欠員

二名

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 大橋 孝

副町長	西脇正博
兼 教育委員長	並河清次
兼 教育委員会事務局長	問山孝通
総務部長	田中信行
兼 総務部参事	田中隆
兼 総務課長	渡邊章博
総務課長	日比重喜
兼 企画政策課長	佐藤嘉但
総務部税務課長	野村博治
住民福祉部長	健康福祉課長
住民福祉課長	佐藤昌子
住民福祉課長	柏渕裕昭
住民福祉課長	川地豊己
産業建設部参事兼	山 中秀樹
農林振興課長	伊藤博文
産業建設部長	高木久之
産業建設部長	加藤敏博
水道建設部長	松岡弘泰
会計管理者兼	
會計課長	
兼 教育委員長	
兼 教育総務課長	

教育委員会
生涯学習課長 久保寺 利明

教育委員会
スポーツ振興課長 伊藤 公一
消防 長 堀田 明男

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会議務局長 西脇 和信
議会議務局書記 稲川 諭実彦

(開議時間 午前九時三十分)

○議長(松永民夫君) おはようございます。

平成二十六年第四回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部の皆さんには何かと御多用の中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴席の皆さんもお願いを申し上げます。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員の出席であります。

ただいまから平成二十六年第四回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(松永民夫君) 日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定により、六番 早崎百合子君、七

番 野村永一君を指名します。

○議長(松永民夫君) 次に、日程第二、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

○議長(松永民夫君) 次に、日程第三、町政一般に関する質問を行います。

今定例会の一般質問は、養老町議会会議規則第五十六条第一項の規定に基づき、議員一人当たりの質問・答弁の時間を六十分以内といたします。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可します。最初に、二番 長澤龍夫君。

○二番(長澤龍夫君) おはようございます。

議長の許可を得ましたので、通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

町長におかれましては、二期の当選、まずもっておめでとうございます。一期目四年間を顧みますと、私の地元、橋爪養老サービシエリアにおける養老スマートインターチェンジが来年の平成二十七年十二月に開通見込みとなり、さらにその七年後には、(仮称)橋爪大橋の建設が実施となっております。さらに、東海環状自動車道においては、名神高速道路養老ジャンクションから大跡地区に建設される養老インターチェンジまでの区間が、三年後の養老改元一三〇〇年祭に向け着々と工事が進められております。また、国道二百五十八号線においては、大型倉庫、大型商業施設の誘致が実施、池部地区においては防災基地の建設など、大橋町長がみずから県や国へ何度も足を運び、お願いに出向かれた

ことが早期実現につながり、その功績は多大なものがあります。

しかし、十一月の町長選挙においては、四四％と非常に低い投票率でありました。結果的には二倍以上の得票で再選を果たされましたが、選挙の争点、二期目の公約について、町民がいささかの疑念を感じた批判票も多くあったと思われます。

そこで、大橋町長に、二期目の取り組みについてどのように進めていくのか、次の三点について質問いたします。

第一点目として、各種団体への助成金についてであります。

これからは、ますます後期高齢社会となり、高齢者への福祉費、医療費は、年々増すばかりであります。当然、各種団体への助成金は、さらに減少傾向になるものと思われませんが、この点について、今後どのように進めていくのか、回答をお願いいたします。

二点目として、オンデマンドバス運行についてであります。

二十六年年度の収支見込みについては、町負担額は三千四百四十万と予想されております。内容につきましては、収支見込み、バスの運賃代ですが、これが三百九十四万、支出見込み、これは業者への運転依頼等でございますが、こちらが四千三百八十三万となっております。県補助金見込みは五百四十九万です。かつてのゲンちゃんバスの運行費は千七百六十四万円でした。オンデマンドバス運行には、二倍ほどの経費がかかっております。

また、利用者については、ゲンちゃんバスは一日百五十人ほどの利用がありました。また、オンデマンドバスが試行運転で無料のときは一日百五十人を超える利用がありました。本運行、有料となってからは一日百二十七人と、平均よりも減少しております。乗客人数を見てみますと、一台につき一人か二人しか乗っていないのが現状であり、八人乗りのワゴン車は必要ないと思われる。今後、利用者がふえれば、運行委託料の増額も見込まれます。

す。今後の取り組みはどのようにされるのか、回答をお願いいたします。

続きまして、第三点目として、官民協働で設立する第三セクター（仮称）養老の郷づくり会社について質問いたします。

郷づくり会社の案件については、三月定例会・臨時会にて町が会社へ出資金として上限一千万円を出資するとの予算案が議会に提出されましたが、事業内容が明確でない、不透明な会社設立であるとの状況で否決されました。町民にも非常に関心の深い案件でございました。

今回、十二月四日の議会全員協議会において、郷づくり会社の事業計画（案）の内容説明が示されました。この説明によりますと、会社設立の目的として、従来のまちづくりは行政が中心となり担ってきたが、近年は町民・企業・NPOなどの民間主体の取り組みが活発になり、新たな担い手として民間主導での取り組みが拡大している。一方、人口減少に伴う税収の減少、高齢化に伴う社会保障の増大等により、養老町の財政状況は厳しさを増しております。官民連携で郷づくりを進めるために、町民や各種団体、民間等の中から出資者を募りながら、郷づくりの各種事業を実施する（仮称）養老郷づくりを第三セクター方式での設立を目指し、その会社を中心となって、行政等との連携や支援のもとに、町民や各種団体・企業等が役割を分担し、協働で持続可能な事業推進を行うことができる体制の構築を図ることです。

新たに施設をつくるというハード面での運用でなく、例えばグラウンドゴルフや芋掘り大会などを通じ、ソフト面で養老町の発展に、また町内の資源を活用し、産業や観光の活性化を、国や県の補助金を積極的に活用しながら事業を進めていくとの説明があり、養老町において設立を目指す会社については、情報の透明化

が義務づけられ、出資者による覚書を提出することにより、養老町が出資額を超える借り入れは同意しない旨を示すことで、町に出資額を超える負債が生じることではないとのことであります。

どのような取り組みでこの会社を進めていくのか、より具体的に説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 長澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、一点目の各種団体への助成金についてということですが、町の補助金につきましては、一昨年の十月に補助金等の見直しの視点及び交付に関する基準を作成いたしました。昨年度に大幅な見直しを行いました。この見直しは、これまでにも御説明申し上げてまいりましたけれども、決して補助金を一律にカットすることが目的ではなく、補助金等一つ一つを必要性や成果といった観点から抜本的に再検証したものでございます。

その内容は、特に、団体への運営費補助は廃止をし、事業費補助、事業を実施することに対する補助へと移行させたことで補助目的を達成したものと、補助効果の薄い補助金等については縮小や廃止をしたほか、事業の目的を見定めて終期の設定などを行いました。

こうした見直しの結果として、補助金が減額や廃止となった団体や事業はございましたけれども、その一方で、新しい行政需要への対応として必要な事業等に対しては、補助金の増額や新たな補助要綱を設けるなど、公益性のある事業について積極的に補助を行っております。

その一例といたしまして、特定非営利活動法人設立支援事業補助金や特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金といったNP

○法人を支援するものや、養老改元一三〇〇年プロジェクト町民企画事業補助金など、町民と行政の協働によるまちづくりを推進するための事業に対する補助金が上げられます。そして、今後もこの取り組みの趣旨を徹底し、引き続き補助金等の適正化に努めてまいりたいと考えております。

さて、本町におきましても、議員の御指摘のとおり、少子・高齢化の進行等により厳しい財政状況になってきております。こうしたことから、今後は、これまでのように町がまちづくりを主導し、担っていくことには限界があると考えます。地域においても高齢化によりさまざまな場面で担い手不足の状況が見られるのではないのでしょうか。

今後は、町と町民の皆さんが互いの立場を尊重し、それぞれの役割を見直しながら、町民の皆さんがみずから考え、皆さんの責任において地域づくりを進めていくという協働のまちづくりが必要だと考えております。補助や助成という手法は、協働の一つの形態でございます。そこで、私は町民の皆さんがみずからの手で行う地域づくりに対し、積極的に金銭面で支援するとともに、町が助言やサポートを行うことで地域の自立を促し、これまでよりもスリムな財政運営となるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、二点目のオンデマンドバス運行についてという御質問でございますが、昨年の十一月一日から有料によるオンデマンドバス運行を始めて、十月三十一日までの一年間の運行実績は、運行日数二百四十三日、御利用者数が三万一千百八十九人で一日平均しますと百二十八人でございます。運賃収入は、バスポート金額も含めまして四百二十二万六千円でございます。

これに対しまして、二十六年度のオンデマンドバス運行事業費

の実績見込みといたしましては約四千四百万円であり、運賃収入、運行補助金を差し引いた事業費は三千四百万円であり、御指摘のようにゲンちゃんバスと比較すると約二倍の事業費がかかっております。制度上で言えば、この運賃赤字額三千四百万円の八割については、特別交付税の対象となっております。

そこで、今後の取り組みにつきまして、決算特別委員会で申し上げましたけれども、豊かな生活実現のための交通手段の確保や今後の少子・高齢化への対応等を考えた地域公共交通網再編計画を進める上での一つの基軸になる交通システムであると考えておりますので、たくさんのお金を使わせていただいていることと認識した上で、真に便利な交通機関になるように努めてまいりたいと考えております。

次に、第三セクターの養老の郷づくり会社についてということでございます。

もう一度、皆様方にも説明をさせていただきたいと思っておりますので、少し長くなるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。養老町では、平成二十五年三月に策定いたしました養老改元一三〇〇年プロジェクト「新生養老まちづくり構想」に基づき、民間企業の経営手法により、総合的に地域づくりを推進する主体として、(仮称)養老の郷づくり会社を第三セクター方式で設立するための出資予定の民間企業三社と町の四者で構成する設立準備会を立ち上げ、事業内容等の検討を重ねてまいりました。

そして、これまでに設立準備会を五回、担当者レベルでの会議や打ち合わせ等を十一回開催いたしました。会社の事業計画や収支予算、定款などを協議してまいりました。先般、この会社での事業計画(案)等がまとまったことから、十二月四日の町議会全員協議会において、その内容を御説明申し上げたところでござい

ます。

本日は、現在、四者で設立を目指している会社の事業計画(案)等につきまして、簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、この会社では、新生養老まちづくり構想に基づき、町民や企業、そして行政との役割分担や事業提案を行い、養老町が将来にわたって多くの人々を引きつけ、持続可能なまちになるとともに、全ての町民が幸せを実感できるまちにしていきたいと考えております。

そして、その実現に向けて、会社では、一つ、女性や高齢者など、町民みんなが生き生きと働き、元気に活躍できる「生涯現役を実践するまち」、二つ目には、地域の資源を活用した新たな産業を興すなど経済的にも活気にあふれる「健康、環境、農林業、商業など産業が活発なまち」、三つ目には、豊かな自然の中で休息し、生きる活力が充電でき、そうだ、養老へ行こうと誰もが思えるまちになることを目指しております。

具体的には、西暦七一九年に元正天皇が年号を「養老」に改元されたという史実や、老いを養うというまちの名前にちなみ、アンチエイジングをテーマに、人の健康や活力の増進のためのさまざまな取り組みを推進し、資源活用、産業活性化、観光活性化を三本柱に、町民や企業、行政にも呼びかけ、協賛などを募りながら、着実に各種事業に取り組んでいくというものでございます。

このうち、資源活用においては、養老公園など養老の郷エリアを中心に、インターネットを活用した情報発信や都市圏在住者を対象としたイベントツアー、エコツアーや農作業体験などがございますが、これらの実施、各種宿泊プランの提案など、宿泊施設や滝谷店舗等との連携により活性化を図り、新たなにぎわいの拠

点づくりを行ってまいりたいと考えております。

また、高齢者や女性などが生き生きと自分らしく働けるような仕組みを新たにつくり、この人的資源を活用した人材バンク事業を運営して、自身の技能や経験を生かした活動を行いたい人と、それを必要とする企業等とのマッチング・コーディネートを行います。

さらに、今後大幅に増加が見込まれる空き家・空き店舗や空き地等の活用にも取り組んでいきたいと考えております。

次に、産業活性化においては、孝子伝説や薬草栽培など、健康やアンチエイジングにつながるまちの地域資源を活用して、来訪者の健康増進支援や健康・美容教室の開催など、健康のまちづくりを進め、将来的には、健康産業の誘致を図っていきます。

また、地域資源の一つである薬草などを活用して、健康食品やヒョウタン関連商品等の開発を行うなど、国等の補助金を活用しながら、健康という視点からブランド化し、六次産業化の取り組みを通して産業として育てていきたいと考えております。

三つ目の観光活性化におきましては、本町にそろそろ観光地の四要素「見る」「遊ぶ」「食べる」「泊まる」の魅力をインターネットやマスコミなどを通じ情報発信し、美濃と言えば養老という観光地のイメージの定着を図ってまいりたいと思っております。

また、観光産業を本町の基幹産業に育てるために、来訪目的となる特徴、例えば、アートのまちづくりなどを進めるほか、経済効果の高い宿泊につながる環境整備、いわゆる滞在空間のコーディネート等と関係機関と連携しながら進めてまいります。特に、現在来訪者が少ない若年層をターゲットにした取り組みを行っていくというものでございます。

なお、この会社の人員体制については、会社の運営が軌道に乗

るまでの間は民間出資会社の社員が兼務し、必要に応じ、非常勤の社員や町民サポーターを募集しながら運営していくことを想定しております。そして、会社の事業を全体的にマネジメントできる人材を中心に、全国からさまざまなスキル（技能）を持った人材を集め、事業のアイデア出しやデザイン、PR等を行ってまいりたいと考えております。基本的には、常勤ではなく、会社が必要とするときに、その必要とされる仕事をこなすような働きができる人を採用して、その人が持てるスキルを存分に発揮できるようなワークスタイルを提案してまいります。

なお、従来の会社とは異なるこの雇用形態については、現在、国などにおいても活用が推進されているテレワーク、いわゆる在宅勤務という手法で、特に子育て世代や結婚・出産などを機に会社を退職したものの、社会で活躍したいと考える二十、三十代の町内の女性を積極的に採用することを考えております。

また、この会社では、設立当初に人材バンクなどの人材活用モデルをつくり、このシステムを活用して各種の事業を展開していく手法を取り入れております。そして、当面、情報発信や各種コーディネート、商品企画・開発など、ソフト的な事業を進めていく予定でございます。

最後に、設立を目指す会社の定款の中で、出資金については一口五万円を設定いたしました。今後、第二次、第三次の出資を募るに当たり、広く町民の皆さんや町内企業の参画も呼びかけ、町全体を挙げて新生養老まちづくり構想の実現に向けて事業を進めていきたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、この会社の設立に対して御理解を賜りますようお願いを申し上げます。回答とさせていただきます。

〔二番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 二番 長澤龍夫君。

○二番（長澤龍夫君） ありがとうございました。

各種団体への助成金についての説明がありました。

来春の三月議会においては、予算の内示会が開催されます。現段階での助成金の増減については、予算額が何千万もの場合には、五%以下により前年度とほぼ同様との回答で、私たちには全くわからない状況になりますので、予算計画の際には、各種団体への周知を徹底していただきたいと思います。

オンデマンドバスについては、利用したい方が、登録方法やそのたびに電話することができないなどの高齢者の方もたくさんお見えになると思われます。朝夕の利用が多い時間帯には、以前実施していた定期発のゲンちゃんバスを併用して運行する方法、また車のワゴン車ですけど、今の状況では、本当に一人二人の方しか乗っておりませんので、小型化をぜひ検討していただきたいと思います。

また、第三セクターについては、私たち議員は少しずつ理解ができてきましたが、多くの町民にはまだまだ理解が得られておりません。前回、十二月十日にも、中日新聞、岐阜新聞で多少の掲載は載っておりますが、まだまだ周知不足だと思えます。よろしく住民に周知していただきたいと思います。

第三セクター会社の設立についての覚書が締結され、出資は最高額一千万で設立時のみとし、会社の損失補填やその契約等は行わないものとし、同様の補助も行わない、出資額を超える借り入れには同意せず、出資額を超える責任を負わないとあります。前回の覚書の関係でございますが、住民の方が本当に一番心配されていることは、出資額を超える負債が発生し、裁判などがあった場合、町がその負債に対して責任が本当にないのか、いま一度再

質問をして確認させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質の一つ目の御質問は、各種団体への周

知徹底という御質問でございますけれども、昨年度の補助金の見直しでは、補助金所管課における各種補助金交付団体への説明が不十分だったためか、見直しの趣旨が十分に御理解いただけずに、各種団体の皆さんから私どもの意に反する意見が一部寄せられるなど、御迷惑をおかけいたしました。

こうした反省点を踏まえ、来年度に向けては、いま一度、補助金所管課より各種補助団体等に対し、補助金交付要綱等について丁寧な説明をしてみたいと考えております。

各種団体への補助金は、従来より団体の運営に対する補助を含めたものであったことから、補助金の交付を受けてこられた皆さんには、直ちにその意識を変えていただくことは難しかったかもしれませんが、いま一度、補助金とは何かを考えていただければ、年を追って御理解いただけるものと考えております。

いずれにいたしましても、今後は協働のまちづくりを推進してまいります。町が行う事業や施策等については、より一層丁寧な説明を行っていくとともに、これまで以上に町民の皆さんと町とが情報を共有し、相互の理解と連携を深めていけるよう取り組んでまいりますと思えます。

それから、二点目のデマンドバスについての再質問でございますが、車の小型化等についてでよろしいでしょうか。

本年九月にオンデマンドバスの導入について検討いただきましたオンデマンドバス導入推進委員会を、引き続きオンデマンドバスの適正な運行及び利便性の向上に必要な事項を協議して

いただく組織との位置づけで、オンデマンドバス運営委員会と名称を改め、新たに発足しております。御提言や運営に関する課題等については、このオンデマンドバス運営委員会で審議し、運行改善に努めてまいります。

また、予約受け付けが混雑する朝の時間帯の受け付け体制を、職員対応により二人から三人への増員や経路を設定し、方向や目的地が同じ利用者が乗り合いできるような効率化、バス停の移築・新設等の利用増進に向けた対応も随時進めてまいりました。

現在、登録者五千二百九十八名とたくさんの方が登録されておみえになりますので、これからは普及啓発にも力を入れて、利用者の増員に努めてまいりたいと考えております。

オンデマンドバスが地域のニーズにより即し、よりよい運行サービスが実施できるよう、いろいろな改善を図ってまいりたいと思います。

それから、三番目の三セクでございますが、負債に対しての責任のあり方だということだろうと思えますけれども、養老の郷づくり会社設立に係る取り組みにつきましては、先般の町議会全員協議会での説明以降、これまで新聞社等に情報を提供してまいりましたけれども、今日までの経緯や会社設立の目的、会社の事業計画等について、町の広報紙の平成二十七年一月号や町ホームページ等に掲載をしまして、町民の皆様への周知を図るとともに、理解を求めてまいりたいと考えております。

また、第三セクターに対する町としての責任につきましては、これまでも町議定会定例会や議会全員協議会等においても御説明を申し上げてきましたが、この会社は株式会社として設立するものでございます。仮に会社が負債を抱えた場合であっても、養老町に出資額を超える責任は、一切発生いたしません。このことは、

株主有限責任の原則として、会社法に明確に定められております。さらに、町の出資は設立時のみとし、町が出資額を超える借り入れ等には同意しない旨を示す覚書を出資者間で締結することで、養老町に出資額を超える負債が発生することもございません。

なお、会社の定款と出資者間で締結する覚書については、設立準備会において十分に協議して作成しており、その内容については本町の顧問弁護士にも相談し、町に新たな責任は発生しないとの確認をとっておりますので、ここに御報告をさせていただきます。

いずれにしても、この会社に出資を予定している民間企業は、養老町の自然や景観、歴史等に深い愛着を持っており、本町の地域資源や人的資源を有効に活用した事業展開を計画しております。また、当初は、現在の出資者で事業を運営するものの、その後は町民の皆さんや町内企業などの出資や参画を強く望んでおられます。

町としても、出資予定である民間企業の熱い思いに 대응するために、最大限の努力をしてみたいと考えておりますので、皆様方の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。再質問の回答とさせていただきます。

〔二番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 二番 長澤龍夫君。

○二番（長澤龍夫君） ありがとうございます。

私は、行政出身です。大胆な発想のもと、短期間で実施することは危険性も伴うことを十分認識しております。案件に対して安全を確認し、石橋をたたいて渡るタイプの一人と思っております。損して得取れということわざがあります。一千万円の出資金が十年、二十年後のまちの発展につながるとともに、今後、町・

県・国へのパイプを密にし、補助金を活用した事業が町民の利益となる、町民がますます発展できることを願っております。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 以上で、二番 長澤龍夫君の一般質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 議長に発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、二問、一般質問をさせていただきますと思います。

一問といたしましたして、薬用作物で六次産業化についてであります。

現在、農業を取り巻く状況は、かつてないほど厳しく、需要、供給の不均衡による在庫の増加、異常気象による未熟米、青熟米が多く、また、急激な円安による資材品の値上がり等々、平成二十六年産米の価格は市場最安値となり、米策農家にとって非常に先行き不安であり、将来に向けての夢、希望が持てない、まさにお先真っ暗の状態ではなからうかと思われまます。

そこで、私は常々、薬用作物で六次産業化ができないかと思っておりますが、タイミングよく、日本農業新聞で、十二月三日から九回シリーズでも取り上げられ、各事例を報告しています。今日、漢方薬に使われる薬用作物の国内栽培に関心が集まっております、国内で生産される漢方製剤、生薬の原料は中国産に依存してきましたが、中国国内でも需要がふえ、中国産の原料価格は高騰、今後の安定調達の手法として、メーカーが関心を示し始めました。厚生労働省と農水省も連携し、国を挙げて支援する方針であります。

薬草の栽培は、我が国では薬学の分野に分類されており、農業とされていませんでした。また、医薬品に該当する成分が含まれているものを無資格で、無許可で流通させることはできません。製薬会社や研究機関の管理下で栽培するか、自分自身が薬剤師になって管理するしかないと思われまます。

去る十一月十九日、さいたま市で薬用作物の産地化に向けた関東地区の会議が開かれました。会場は満席で、JA関係者も多く参加され、申し込みが予定数を上回り、断った方も相当数あったようです。十月末から十一月末にかけて、全国を八ブロックに分けてブロックごとに開催されましたが、全体では、昨年より百人以上が参加されました。

会議を主催したのは、厚生労働省と農水省、漢方製剤、生薬製剤の製造メーカー、販売業者など六十九社でつくる日本漢方生薬製剤協会、いわゆる日漢協であります。国内で契約栽培を進めた漢方薬メーカーと栽培してみたい生産者を結びつけるマッチングの場を今後もつくっていくための説明会であります。昨年は十八件でメーカー側との話し合いが成立し、栽培に取り組んでいるとのことあります。

日漢協の調査によると、生薬の国産自給率は一二%しかなく、また、中国産原料生薬の価格は、二〇〇六年の購入価格を百としたときの二〇一三年の価格指数は二百十三と、七年間で二倍以上に上昇。調査対象とした使用料上位三十種類の生薬は全て上昇している状況であり、同協会では原料生薬の安定確保のため、国内栽培の推進、調達ルートの複数化、野生品の栽培化、栽培技術の向上などを推進したいとしており、このまま何もしなければ、日本で発展してきた漢方薬が廃れてしまう危険性がある、次の世代に継承するためにも今やらなければ、これが最後のチャンスにな

るかもしれないと危機感を募らせ、決して簡単ではないが、お互いが情報を共有しながら、一緒に苦勞していただける産地があれば、ぜひお願いしたいと生産者に訴えています。

農研機構のアンケート調査によると、対象は農業者五百人、消費者三千百六十人ですが、農業者からは栽培方法などのマニュアルが少ないか、全くない、契約栽培の相手先を見つけないのが難しい、知識が全くない、栽培方法が難しい、機械化が進んでいない、栽培に三ないし五年かかり、圃場の利用率が悪い、乾燥、調製などの手間がかかるといった意見がある一方、薬草作物の栽培に取り組みたい理由として、健康により農作物の栽培に喜びを感じる、安定した経営につながりそうである、利益が上がりそう、遊休農地が活用できそうである、話題性がある、現在栽培している品目よりメリットを感じる。

また、消費者からは、漢方薬原料はこの国、地域のものが効果があると思うかとの問いに対し、複数回答で中国が最も多く五六％、日本が次いで四七％、台湾が一九％、韓国が一三％でありました。さらに、どこの国、地域の原料を使った漢方薬を飲みたいかの問いに対しては、日本がトップで八二％、中国の一六％に大きく差をつけました。

自給率を向上するために、薬用作物の国産化を進めたほうがよいと思うかの問いには、「ややそう思う」が三九％、「非常にそう思う」が三二％と、七割以上が国産化を肯定的に捉えています。調査した機関は、国産薬用作物にニーズがあることが明確になった、農業を成長産業にするためにも、日本の医療に貢献するためにも国産化が必要と話しております。

そこでお尋ねいたします。

一点目として、現在、養老町で六次産業化に向けての実績、取

り組み状況についてはどうなのか、二点目、薬用作物の産地化、六次産業化に向けての取り組みを提案するが、考え方はどうなのかを、見解を求めます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 一点目の養老町での六次産業化の実績、取

り組みという点でございますけれども、養老町第五次総合計画の基本計画、活気ある産業づくりの個別施策といたしまして、農産物の流通・販売の工夫の中で、農産物等の加工開発への取り組み支援を掲げており、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

現在、県内では、個人を含む五十六の団体・企業が六次産業化、地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けており、本町内の企業では、有限会社岐阜県産牛研究センターが平成二十四年に認定を受けて、六次産業化事業として、牛ふんと周辺精米調製施設から発酵するもみ殻を組み合わせ、発酵させる施設を導入し、牛ふん発酵もみ殻を商品化して販売を行う計画がされております。また、商品価値が低い部位の肉牛、これは牛筋でございしますが、これを使った加工商品の開発・販売計画もされております。これによりまして、経営基盤の強化と経営改善を図るとともに、異業種連携の新たな肥育牛モデルの構築を目指しております。

本町では、第二、第三の六次産業化を目指す農業団等の発掘を目指し、養老町農業生産組織協議会等で研修や現地視察などノウハウの蓄積に努めておりますが、引き続き国の支援制度に係る要望や各種支援制度の照会や呼びかけなど、町内の農産物等を活用した農業の六次産業化に着目し、相談業務を行ってまいります。

なお、新たに加工販売や商品開発、販路開拓に対する支援等の専門相談につきましては、岐阜六次産業化サポートセンターが設

けられておりますので、センターへの紹介や取り次ぎを行ってまいります。

それから、もう一点の薬用作物の六次産業化に向けての産地化についてという御質問でございますけれども、薬用作物につきましては、議員も御指摘がございましたが、薬事法が適用されることから、医薬品と判断されない原材料を使用した場合、それらを使用した食品製造・販売が条件つきで可能であり、医薬品として使用される原材料を使用した食べ物は、食品として製造・販売を行うことが認められておりません。

近年、漢方製剤等のニーズは高まっているようですが、その原料である薬用作物は、他の作物のように一般的な取引市場が存在しないことから、漢方薬メーカー等との契約栽培により生産されるのが大半であると言われております。

薬用作物の産地形成に向けては、地域に応じた栽培技術の確立、機械化の促進、産地としての出荷体制の整備が必要となります。そこで生産される方が、どのような品種をどのくらいの規模でどのくらいの年数で栽培していくのかなどの計画を立てることが必要となりますので、町といたしましては、そのために必要な情報提供等の支援をまず行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔八番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 政府は、日本再生戦略の一環として六次産業化を推進するため、二〇一〇年十二月、六次産業化法（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律）を交付し、農林水産省が六次産業化する事業を認定し、補助金や情報提供などを支援しているこ

とは周知の事実であり、生産から加工販売を一体的に展開する六次産業化による市場規模を一兆円から二〇二〇年までに十倍の十兆円にする目標を掲げています。

全国的にも薬草産業の将来展望としてのシンポジウムや中部圏でも、富山県はもちろんです。福井県、石川県、静岡県等多くの市町が研究会や薬草を生かしたビジネスを模索しています。岐阜県でも、先ほどお話しございましたように、サポートセンターの設置、また六次産業化実践アドバイザーの派遣制度もあり、養老町が仲介されて、このタイミングで強く行動されたいと思いが、再度お尋ねいたします。

ちなみに、東海ブロックで開催された限りでは、十八件成約のうち、岐阜県の農業者が一件あったそうです。

薬草栽培することにより、先ほど述べましたとおり、耕作放棄地の解消や遊休農地の有効活用、地産地消による健康社会づくりの貢献、それから獣害が比較的少ない、障害者・高齢者雇用の道もある、軽作業とか単純作業が多いためであり、等、多くの利点があります。そして、私の加入している地元の農事組合法人三郷の組合長も非常に興味を持っておられることを申し添えます。それから二点目として、最近、生産組織に対してどのような施策を望んでいるかといった意識調査はされたのかどうか、されたのであれば、具体的回答を求めます。

それから三点目といたしまして、伊吹山薬草サミットが近年解散されたと聞きましたが、その原因はどのようなのか、また今までの成果はどうであったのかをお尋ねいたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質の第一点目でございますが、六次産業化実践アドバイザーの派遣制度ということで、派遣の有無という

ことだろうというふうに考えますけれども、六次産業化のサポートセンターの設置や実施アドバイザーの派遣についてでございますが、先ほども回答させていただきましたが、岐阜県では、六次産業化サポート業務を大垣市にあります株式会社共立総合研究所に委託をし、六次産業化に取り組もうとする農業者等が抱えるさまざまな課題に対応できる専門家、いわゆる六次産業化プランナーを派遣して、六次産業化に取り組むための準備や計画づくりと事業開始後までを総合的に支援する体制を整えておりますので、本町といたしましたは、農業団体等から相談を受けた場合、積極的にサポートセンターへの取り次ぎを行ってまいります。

それから、二番目の意識調査でございますけれども、現在では、具体的な調査は行っておりませんが、最近開催いたしました養老町農業生産組織協議会での会議では、六次産業化に対する取り組みについての関心が非常に高かったということで、意識調査の実施については、今後検討をしてみたいと思います。

それから、薬草サミットの解散に関する御質問でございますけれども、平成二年に岐阜県及び滋賀県から十七の市町村が参加をいたしましたスタートしたこのサミットは、薬草にちなんで、八、九ということで八月九日に開催され、長年にわたって伊吹山系に広がる薬草の宝庫を生かした北近江、西美濃の地域産業の振興と交流を図ってまいりました。

本町では、平成十五年にサミット会場として計画されましたけれども、残念ながら台風の影響で中止となつてしまいました。かつては岐阜県及び滋賀県から多くの自治体が参加していたものの、脱退市町村や市町村合併等によりまして構成市町村が減少し、平成二十三年には八市町、大垣、海津、養老、垂井、関ヶ原、揖斐川、池田、米原での運営となりました。そこで、同年、今後の

サミットを運営する構成市町の財政的負担の増加が懸念されたこともありまして、伊吹山サミットの解散について審議され、構成市町全てが賛同したために解散することとなりました。

なお、このサミットは、平成二十四年に滋賀県米原市において開催されました第二十回が最後となりましたが、これまでサミットにおける物産展におきまして、養老町からも関係団体が出店するなどしており、各市町との交流や薬草関連事業に一定の効果をなし遂げられたものと考えております。以上でございます。

〔八番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 先ほど、長澤議員の質問の中にも、養老郷づくり会社の関係で、産業活性化事業として健康・活力づくり事業、また薬草・野菜づくり事業として取り上げられております。短期的には委託栽培の検討・試験・実施、ハウス栽培、エコ農場の検討、それから六次産業化の検討、中長期的にはハウス栽培、エコ農場の試験・実施、六次産業化の健康食品としての販売としており、町当局はもちろんです、県、JA、薬品会社等関係機関の協力を得、連携を図りながら、計画だけでなく、ぜひ実現できるように、私も全面的に支援したいと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

身近な組織においても、やはり町・県、またJA等の営農指導がやや停滞きみではないかなということで、やはり生産現場におきますと、販売、加工、また流通、こういったノウハウが不足しておりますので、どうしても行政に頼らざるを得ないと、こういう状況でございますので、この実態を鑑み、業務を十分検討して、実現できるように努力をお願いしたいと思います。

次に、二点目に入ります。

コミュニティースクールの評価について、地域の人が学校や家庭と一体となって教育を担うコミュニティースクールの制度がスタートして、こととして十年目となりました。文部科学省は二〇一六年度までに全国の一割、約三千校までに拡大する目標を掲げています。

この取り組みの好事例も全国各地から数多くの報告があります。東京都内のある小学校では、教室に先生のほかにボランティアの保護者らも普通にいて、児童のノートをのぞいて理解度を見たり、気が散った子に声をかけたりと、コミュニティースクールならではの教育活動支援の一つ、授業のサポートを実施し、また地域の職場を訪問する活動でも、地域の人がコーディネートから担当されているそうであります。

三鷹市では、コミュニティースクールを基盤とした小中一貫教育に取り組み、二〇〇八年には市内全校がコミュニティースクールになりました。効果は顕著で、学習到達度調査では二〇〇八年度に数値がはね上がり、その後右肩上がり、中学校での不登校の割合が低下し、二〇一一年には一・〇九%と、都内で最小レベルになったとのこと。

構成メンバーのある委員さんの話によると、今では中学生が小学校の運動会の準備などに自発的に取り組むようになった。小学生は、そんな地域の中学生に憧れて、中学生も背筋が伸びる、いわゆる中学生としての自覚が高まった。地域の祭り等行事に参加する子供がふえ、顔の見える関係が広がり、学校が地域の核になりつつあると話しています。また、ある大学教授は、先生には地域のこととはよくわからない、わかりにくい点も多く、今まで学校運営に地域を巻き込まないほうが不自然であった。学校の役割をもっと開かれ、コミュニティースクールが地域づくりにつながる

ていけばいいと発信していますし、成果としては、教育目標、学校経営方針の策定、学校評価等への地域住民、保護者の参画や意見・要望の反映などが進み、よりよい学校運営の実現に寄与していること。また、地域住民、保護者が学校を支えることで、学校と地域社会との連携による教育活動が進み、児童・生徒の実態や地域の特性等を踏まえた特色ある教育活動の充実、活性化が図られていくこと。協議会が学校経営者である校長のよきアドバイザー、相談相手となることで、校長のリーダーシップが一定の緊張関係のもとでこれまで以上に発揮され、自立と責任のある学校を目指していくこと。協議会独自の保護者、生徒アンケートの実践等により、家庭や地域の学校に対する意見・要望の把握と、それらの学校運営への反映に努められ、地域に開かれた、信頼される学校づくりを目指し、進んでほしいと話しています。

そこで、お尋ねいたします。

一点目、本年四月一日から養老町立学校における学校運営協議会設置等に関する規則を施行され、校長、学校の負担に配慮するとのことで、日吉小学校、広幡小学校の二校で実施されていますが、選考理由は。

二点目、構成メンバーはどのような方法で選任されたか、人数は、そして従来の学校評議員との関係は。規約第五条には、評議員の委員は次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命するとなっております。一、地域住民、二、保護者、三、設置校の校長、四、設置校の教職員、五、学識経験者、六、全各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者。二項で、委員の定数は二十人以内とするとなっております。

三点目として、この協議会の取り組みの成果、課題、問題点はどうか。

四点目、今後の方針として、町内全小・中学校へと協議会設置を拡大していくのかどうか。

以上四点を質問いたします。

○議長（松永民夫君） 並河教育長、答弁。

○教育長兼教育委員会事務局長（並河清次君） それでは、田中議員のコミュニケーションスクールに関する質問に対して回答させていただきます。

まず、一点目の本年四月からモデル校として日吉小学校、広幡小学校、二校でコミュニケーションスクールが実施されているが、その二校の選考の理由はという質問についてお答えさせていただきます。

養老町内の小・中学校は、現在、比較的落ちついた状況にあるというふうに考えております。このことは、保護者の皆様や地域住民の方々の学校教育に対する理解と積極的な支援・協力があつてのものと考えております。

しかしながら、情報化や核家族化、少子化といった社会の変化が進む中で、生活環境や価値観の変化とともに、子供や保護者、教員を取り巻く環境が大きく変化してきており、学校だけでは子供たちを健全に育成することが大変難しくなってきました。

現在、全ての学校において学校評議員会制度、学校関係者評価委員会制度が実施されており、五名前後の方が委員として活動しておっていただきます。学校の実態を幅広く理解していただき、学校教育や子供の安全、学校環境の整備等の支援をしていただくには、十分でない体制であると考えました。

そのため、区長会やPTA、スポーツ関係団体、文化関係団体、地域安全サポーターの会、子ども会育成会、公民館、老人会などといった方々に集まっていたら、できたら月一回程度話し合

いの場を持つて、意見の交流や支援をしていただけたらというふうに考えました。

そういった話し合いの中で、学校運営や生徒の健全育成、学校環境などについての御意見をいただくとともに、通学時の安全確保のための安全サポーターや校地の環境整備並びに授業の支援などのボランティア活動に関しても推進していただけたらと考え、昨年十二月の校長会で、このような内容で、町としてコミュニケーションスクールを立ち上げることを提案いたしました。

文部科学省のコミュニケーションスクールの推進への取組に係る委託事業に申請しましたが、この事業には、一市町村当たりの予算額の枠があり、町内の全ての学校をすぐに指定することには無理があると考え、二ないし三校でコミュニケーションスクール導入準備のための研究に入っていたことを提案いたしました。その結果、提案の趣旨をよく理解していただき、広幡小学校、日吉小学校の二校の校長先生に立候補していただくことができました。

以上が、二校が選考されるようになったこれまでの経緯です。二点目の構成メンバーはどのような方法で選定したか、また従来の学校評議員との関係はどのようなになっているのかという質問にお答えさせていただきます。

広幡小学校では、学校評議員会を学校運営協議会支援委員会として立ち上げられ、その中で構成メンバーについても話し合いが持たれました。先進地域、先進校の事例をもとにメンバー構成についての原案を学校で作成し、推進委員会で協議して決定されました。そして、学校で推薦していただいた方々を教育委員会が任命いたしました。日吉小学校でも同様な形で選考が進められておるところです。

学校運営協議会と学校評議員会については、その趣旨において

類似した部分がありますけれども、地域住民や保護者の意見をより一層的に反映させる仕組みである学校運営協議会の設置にあわせて、学校評議員会は発展的に廃止されます。

広幡小学校は、この十月一日にコミュニティスクールの指定をいたしました。学校運営協議会の構成メンバーは十五名です。

日吉小学校は、来年度の四月一日に指定をする予定で、推進委員会のメンバーで、現在選考してもらっているところです。構成メンバーの人数は十七名を予定しておられると聞いております。

三点目、このコミュニティスクールの取り組みの成果・課題・問題点はどうかということについてお答えさせていただきます。

広幡小学校では、地域の方々に学校へ来ていただく機会がふえました。ボランティア登録をされた方に庭木の剪定等の環境整備、絵本の読み聞かせ、家庭科のミシンを使う授業での支援をしていただきました。また、学校公開週間に、来年度入学者の保護者から給食の様子を参観したいという申し入れがありました。これまで以上に地域の方が学校に入りやすくなってきております。

また、地域の方々から御意見を伺うことで、より広い視野で地域や児童の実態に沿った運営ができるようになりました。地域の方々にとっては、協働のまちづくりにつながる活動であると考えます。

課題は、この取り組みを地域の方々にどのように浸透させていくかということです。コミュニティスクールの説明文やボランティア登録の用紙は全戸に配付されましたが、登録される方が少ないのが現状です。コミュニティスクールという言葉になじみがないことや、特別な知識や技能がないとボランティアはできない、登録したら毎回参加しなければならぬといった誤解をさ

れていることが理由だと思われれます。多くの地域の方に参画をしていただくために、誰もが登録しやすくなるような募集の仕方を考えていく必要があります。

問題点としましては、学校運営協議会委員を初めとする地域の方々に、いかにして学校や教育委員会に任せつきりにするのではなく、地域の自分たちで学校を支援していこうという意識に立ってもらえるようにするかということがあります。

最後、四丁目、今後の方針として、全小・中学校へ拡大していくのかどうかということについてお答えさせていただきます。

来年度は、日吉小学校、広幡小学校以外の小学校五校が導入の準備研究段階に入ります。そして、二十八年四月一日にコミュニティスクールとして指定する予定をしております。中学校につきましては、平成二十八年年度に導入の準備研究段階に入って、二十九年四月一日にコミュニティスクールとして指定する予定で進めております。したがって、平成二十九年年度からは町内の全ての小・中学校がコミュニティスクールとなる予定です。

これで、田中議員の質問への回答とさせていただきます。

〔八番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 先ほどの質問の中の回答の中の広幡小学校は十五名という構成メンバーの中身、地域住民の方、保護者の方、設置校の校長は当たり前ですが、設置校の教職員とか学識経験者等ありますが、十五名の内訳はわかりますか。

○議長（松永民夫君） 並河教育長、自席で答弁。

○教育長兼教育委員会事務局長（並河清次君） お答えさせていただきます。

十五名、広幡の区長会長さん、それから公民館長、スポーツ少

年団团长、女性の会会長、社会福祉協議会の広幡支部長、それから広幡地区区長会の副会長、子ども会育成会長、民生委員の代表者、長寿会の会長、PTA会長、母親委員長、それから広幡小学校PTA会長OB会というのがありまして、その会長さんと東部中学校の校長、広幡の校長、教頭の十五名です。

〔八番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 規約の中にも、組織の活動等の説明・公表はすることになっておりますが、これはどのように対応されてきたかということと、それから、先ほどもちよつとふれられていたが、協議会のこの会議は広幡しか本格的には動いていないように受け取りましたが、本日まで月に一回というふうなお話があったと思いますが、何回開催されたか。それからまた、この協議会の承認事項等、差し支えなければ回答を求めたいと思います。それからもう一点、地域の実態を把握するためのアンケート調査というふうなことはされたかどうか、以上三点を求めます。

○議長（松永民夫君） 並河教育長、自席で答弁。

○教育長兼教育委員会事務局長（並河清次君） それでは、田中議員の再質問にお答えさせていただきます。

一点目の組織の活動と説明・公表はどのように対応されてきたのかということですが、広幡小学校では十月一日からのコミュニティスクールへの移行について、七月に公民館運営委員会や公民館地区集会で地域の方に説明を行い、学校のPTA総会や学年懇談会、地区懇談会で保護者にそれぞれ説明とボランティア登録の依頼をしています。その後、地域の全戸にコミュニティスクール宣言のパンフレット、ボランティアの募集、地域での子供たちのよい姿を紹介してもらって、広幡小学校コミュニティスクール

ルアンケートを配付しました。

また、学校のホームページにはコミュニティスクールのコーナーを設け、活動の様子や各種文書がいつでも見られるようになっております。日吉小学校でも、同様な形で説明・公表を行う予定をしております。

二点目の、これまで何回会議が開催されたのかということ、その内容についてわかっている範囲で説明させていただきます。

広幡小学校では、これまでに二回、学校運営協議会が開催されており、一回目は十月七日、校長よりコミュニティスクールの運営と今年度の学校運営方針の説明があり、承認されております。十一月六日に開催された第二回では、学校から平成二十六年度の学校運営の進捗状況についての報告がなされ、今後の学校運営の方針について説明をされました。

日吉小学校では、来年四月一日のコミュニティスクールの指定制に向けて、推進委員会を二回開催されています。三回目が三月下旬に開催される予定になっております。

最後、三点目、地域の実態を把握するためのアンケート調査を行ったのかということですが、広幡小学校におきましては、公民館運営委員会等で地域の方の話を伺うことはしておりますが、地域全体に対してのアンケート調査は行っておりません。保護者に対しては年に三回アンケートを行い、保護者から学校に対する御意見を伺う機会をつくっております。いただいた意見やそれに対する回答はホームページに掲載され、保護者の方に学校の運営に参画していただく機会をつくっております。

以上で、田中議員の再質問への回答とさせていただきます。

〔八番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 二回目の質問に関しては、答弁の確認とい

うことで、もう一回許します。

八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） コミュニティスクールというそのものは、地域住民が中心となって運営する学校という一大目標がございませう。

ある構成委員さんに評価を聞いたんですが、非常に新しい流れでいいことだと、ぜひ町内全校やってくれと、こういうような御意見も伺いましたので、ぜひこの流れをひとつ大きく、強くしていただきたいと、このように思っております。これを最後に要望しまして、私の一般質問を終わります。以上で終わります。

○議長（松永民夫君） これで、八番 田中敏弘君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩いたします。

再開は午前十一時ゼロ分といたします。

（午前 十時四十七分 休憩）

（午前十一時 〇〇分 再開）

○議長（松永民夫君） 休憩を解き、再開いたします。

次に、六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 議長に発言のお許しを得ましたので、通告に従い、二点について質問させていただきます。

一点目、養北地区に建設予定の認定こども園についてお伺いします。

この件につきましては、現在養北幼稚園、養北保育園の耐震補強が必要であることから、新たな敷地で施設を建設し、幼保連携型認定こども園として運営していく方針であると、十二月八日、町議会全員協議会において、教育長から説明がありました。園児

の安全・安心の確保は重要であり、早急な整備をし、地元の期待に応じていただきたいと願っております。

説明によりますと、町としては、この事業に民間が参入し、補助金を有効活用したり、特色ある園の運営をされることが望ましいと判断し、事業者を応募したいと考えている。広く一般から募集する公募方法で、来年一月中旬に町内の学校法人や社会福祉法人を対象として公募を実施する。また、町内から応募がなければ二月末までに町外も含めて公募を延長する。二月末までに応募がない場合は、公立で新庁舎を建設すると示されました。

平成二十五年六月に、養老町子ども・子育て会議条例が制定され、子ども・子育て会議の委員は公募による町民の方、子供の保護者の方、学識経験のある方、子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた方、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方の二十五名で構成されております。

さきに実施されたパブリックコメントにおいて、養老町子ども・子育て支援事業計画では、平成二十九年四月に定員百五十人の規模で認定こども園を開園する計画とされております。

子ども・子育て支援事業計画策定に当たり、子ども・子育て会議でどのような意見があり、話し合いがなされたのでしょうか。

この計画は、子ども・子育て支援法に基づいて、平成二十七年年度を初年度とする五カ年計画を策定するものと承知しております。大きい意味では、子供が成長する各段階における行政側の支援策を定める計画であると思います。この計画による認定こども園の事業化にあわせ、町としては認定こども園事業への民間事業者の参入を促し、効率的な事業化を考えているとの内容説明でした。民間事業者の参入と行政側との責任分担のあり方、また認定こども園の施設運営についても議論・検討をされたと思います。

そこで、町長に三点についてのお考えをお聞かせください。

一点目、町長は、幼児保育・幼児教育の責任主体のあり方についてどのようにお考えでしょうか。参入業者とどのような連携の輪を持つべきと思われますか。

二点目、町は新たな施設建設を行い、認定こども園を設置運営する意向をお持ちかと思いますが、具体的にはどのようにされるでしょうか。

三点目、道路拡幅工事の用地買収が完了し、園舎建設に向けた土地開発許可申請への条件が整ったとのことですが、前問とも関係しますが、開発許可は町が申請するのでしょうか、それとも新たに応募する学校法人、社会法人が申請するのでしょうか、三点についてお伺いをいたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 早崎議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、第一点目でございますが、養北保育園の民営といえますか、それについてどのように連携の場を持つべきと思われるかという意見でございますが、幼児保育・幼児教育の責任主体のあり方につきましては、子ども・子育て支援法の中で、市町村の責務として、第一には、子ども・子育て支援給付及び支援事業の総合かつ計画的な実施、第二には、円滑に利用するための必要な援助、関係機関との連絡調整、第三には、支援提供体制の確保が明文化されており、全ての子供に質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うことが町の責任であると考えております。

参入事業者との連携の場につきましては、特に今回建設予定の幼保連携型認定こども園は、これまでに当町にはない新たな施設であり、さまざまな問題が発生することが予測されることから、

全ての事務が適切かつ円滑に実施されるよう、事業者と町及び教育委員会とが相互に緊密な連携を図りながら協力していく環境を整えていく必要があると考えております。

また、参入事業者を公募するに当たり、募集要項には地域住民、利用者等との意見を十分聞き、関係機関と十分な協議を行い、地域住民の理解を得ることも明記する予定でありますので、町としても、その点は十分に配慮して連携を図りたいと考えております。

それから、二点目の現在地での建設を行って、今度の新規参入業者と具体的にはどのようにされていくかということだと思いますが、子ども・子育て支援事業に係るアンケート調査において、保育施設の民営化について、回答者の二〇・八％が反対にとどまる御意見をいただきました。民営化に関しては、サービスの充実や施設・環境の向上を期待する御意見をいただいております。

子ども・子育て会議におきましても、議論の結果、民営化に関する反対意見は特にありませんでした。

また、二十五名の委員で構成する子ども・子育て会議に諮り、承認をいただきました子ども・子育て支援事業計画のパブリックコメントを平成二十六年十月三十一日から十二月十五日まで実施し、広く町民の方に意見を求めましたが、特に御意見はございませんでした。

この計画の中には、重点的な取り組みとして認定こども園への移行促進を掲げており、内容は、現在の町立幼稚園・保育園を一体化し、認定こども園への移行を促進いたします。あわせて民営化を進めますと明記いたしております。

当町いたしましたとしても、この事業に民間が参入し、補助金の有効活用とあわせて、特色のある園の運営がされることが望ましい

と判断をし、その事業者を公募してまいりたいと考えております。なお、来年一月中には、町内の学校法人や社会福祉法人を対象とし、応募がなければ一カ月公募を延長し、二月末まで町内及び町外を対象を拡大させたいと考えております。この期間にも応募がない場合には、公立で新園舎を建設する予定でおります。

それから、三番目の、どこが開発許可申請をするのかという御質問であろうと思いますが、園舎建設に向けた土地開発許可申請につきましても、申請条件となっております。また、県道飯田島里線から認定こども園建設予定地までの道路拡幅整備が平成二十七年期末に完了する予定でございます。したがって、特に現保育園の乳幼児受け入れ要望体制の確立を図り、平成二十九年度の開園を目指すためには、造成工事が伴う土地開発許可にしましては町が主体となって行うべきであると考えております。以上でございます。

〔六番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 再質問を二点させていただきます。

一点目、施設建設は民間主導で行い、民間で施設建設が困難な場合には町側で施設建設して、民間事業者への運営を目指すというところで理解してよろしいでしょうか。民間を活用した場合、補助金の有効活用と特色ある園の運営が期待されております。近隣の大垣市においては、公設の保育園を民間委託し、運営されているケースが多くなっています。町としては、幼保連携型認定こども園は初めてであり、民間を活用するという意味では大変意義があると思いますが、一部慎重な意見があることも事実であります。町としては、どんな運営方法を望んでおられますか。二月末までの段階を踏まえて、民間運営事業者として応募がなかった場合、

公立で町が施設建設・運営することになると考えられます。町長は施政方針の中で、子ども・子育て会議において審議され、少子化対策を含めた本町独自の子育て支援の方策を検討すると述べられておられます。どのような運営内容をお考えですか。

二点目、子ども・子育て会議において議論の結果、民営化に関する反対意見はなく、承認をいただいたという答弁をいただきました。養北地区関係者や民間の事業者への説明、特に現在の学校法人や社会法人に対しての説明は事前にされていますか。それとも、応募があった民間事業者だけに町の施設運営方針を説明されるのですか。もし説明会等が開催されているならば、その御意見をお示しくください。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 早崎議員の再質にお答えをさせていただきます。と思います。

まず、第一点でございますが、参入民間業者にどのような運営方針を期待するかということでお答えをさせていただきます。

まず、民間に委託する場合は、他園と競合し合うことによる施設・環境の充実など、特色やスピード感のあるサービスを提供しております。また、他園との相乗効果も期待しているところでございます。

いずれにしても、民営であれ、官営であれ、近隣市町では例がないことばの教室、地域子育て支援センター、病後児保育室を含めた複合施設の建設を予定しておりますので、発達支援や子育て相談、子育て支援等を総合的に行い、町の独自性を図りたいと考えております。

なお、保護者にとって子育てしやすい環境が提供できるよう、今後も子ども・子育て会議において引き続き検討してまいりたい

と考えます。

二点目の民間事業者への説明ということでお答えをさせていただきます。

養北新園舎の民間公募等について、平成二十六年九月二十六日に町内の民間事業者への意向確認や、また十二月五日に協議する会を実施しております。民間事業者には独自の特色ある保育に傾注されているところであり、官業民営化の流れや補助金の有効活用についても熟知されておりました。この会議では、平成二十九年四月開園に向けたスケジュールや募集要項の概要を提示したところでございます。

具体的には、今年度中に設置者、いわゆる参入事業者を決定して、来年度には土地開発許可申請及び造成工事を行い、平成二十八年建設着手、完成後、平成二十九年四月の開園予定でございます。

なお、私立保育園にとっては、近い将来自園が認定こども園へ移行することも検討されているため、その施設改修や経営も含め、養北新園舎への参入については、現在検討していただいております。

〔六番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 最後になりますが、認定こども園制度は、近年の急速な少子化の進行や家庭地域を取り巻く環境の変化に伴い、保護者や地域の多様化するニーズに因應するために、平成十八年十月に開始された制度です。認定こども園制度の推進により、保護者の就労の有無にかかわらず、施設の利用者が可能になる適切な規模の子供の集団を保ち、子供の育ち場を確保し、育児不安の大きい専業主婦家庭への支援を含む地域子育て支援が充実する

などの効果が期待されております。

御答弁いただきましたように、二月末までには民設民営方法、公民民営方法、公設公営方法のいずれかの施設運営が決定されるわけです。町は、民間事業者に建設・運営を委ねても、幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供に責任を持って、地域住民、特に養北地区の関係者、そして利用者等の意見を十分聞いていただき、関係機関との十分な協議を行って、地域住民に理解をしていただくことが重要な課題であると思います。

その点、十分に配慮して連携を図っていただきまして、養北地区の関係者や応募業者への詳しい説明を早急に開催していただきまして、理解を得られるよう努力していただくことを要望させていただきます。

子供が健やかに育ち、仕事と子育てが両立できるサービス内容が充実していて、安心して子育てができる環境の整備、職場環境の改善など、内容の質を高めるための子育て支援を実感できるまちの実現に向けて、必要な方策の取り組みを推進していただきたいと心から願っております。

これにて一点目の養北地区建設予定地認定こども園についての質問は終わります。

引き続きまして、二点目、県立大垣養老高校西側道路の拡幅改良についてお伺いします。

この件につきましては、平成十八年三月議会の一般質問で、大垣養老高校周辺の道路整備についてお伺いしましたが、時の経過とともに状況が変化しておりますので、再度質問させていただきます。

県立大垣養老高校西側の町道、通称向野の堤防、一見、輪中堤のような機能を果たす道路整備についてであります。

具体的には、牧田川堤防から同校への進入路に当たります。向野堤防全域、牧田川堤防より名神高速道路、南北線約七百メートル、養老町道三百八十四号線についてであります。以前から拡幅改良の要望が出されており、当面の対応策として道路交通の安全対策で待避所、四から五カ所を設置していただいております。しかしながら、その後の状況を見てみますと、通勤・通学はもちろんです、特に高校生の自転車通学、また送迎の自動車等安全の面から見ると十分と言えない状況が続いています。

現在、東海環状自動車道西回りルートの事業が、金屋地内より（仮称）養老インターチェンジを臨む強化が施行されている状況であります。地元からも地域内の交通の実態から、本格的な道路拡幅、舗装工事等の改良が必要がなされ、重大事故が発生する前に何とかしてほしいとの声が寄せられております。転ばぬ先の杖ということわざがありますように、大きな事故が発生する前に、町道拡幅改良整備を早急にお願したいと思っております。そこで、二点について具体的に御答弁をお願いいたします。

一点目、当該道路の現状について、その危険度について把握されていると思いますが、どのように受けとめておられますのでしょうか。

二点目、待避所の整備は不十分と思われる。私としては、本格的な拡幅改良が必要だと考えておりますが、町としてはどのように整備するのが望ましいとお考えでしょうか。また、その整備の早期実現を期待しております。どのようにお考えでしょうか、二点についてお伺いします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 二点目の県立大垣養老高校西側道路の問題でございますが、現在の道路の状況について、どのような見解を

持っているかということが第一点目の御質問であろうと思っておりますので、お答えをさせていただきます。

御質問の道路は、直江・飯積の輪中堤防道路に属します。一般的に堤防天端は三メートルの幅で築堤をされております。町はこの堤防天端を町道として認定しておりますので、当該道路は現在の町道整備の最小基準幅の四メートル、これに満たない狭小道路となっております。隣接して大垣養老高校がありますので、生徒の通学路であり、朝の時間帯には抜け道的な通勤路として自動車が行き交っています。しかし、狭小道路であるため、過去には自動車等の転落事故が起こったこともあり、地元から改良要望が出されましたので、この対策として四カ所の待避所を整備してまいりました。

それで、二点目の質問に向かうのだろうと思っておりますけれども、本格的な拡幅改良が必要ではないかというお尋ねでございます。

現在、この地域では、東海環状自動車道の整備にあわせて側道の整備がなされました。町は、この側道に接続する道路として、立出川堤防道路の拡幅整備を計画しております。町としては、立出川堤防道路を拡幅整備し、自動車は側道や立出川堤防道路を通行するように交通誘導をしていく考えでありますので、まずは立出川堤防道路の拡幅整備を優先して進めてまいりたいと考えております。

また、当該道路につきましても、今後も引き続き状況の監視を行い、安全確保についての対策、拡幅整備もその中一つの対策として考えることもございますし、また待避所の増設等も考えられるのかなというふうに思いますけれども、地元と協議をし、検討をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

〔六番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 私もいろいろ区長会等、地元の会議にも出席をしております、そのことは重々承知はしておりますが、今の話、牧田川の堤防道路の拡幅を優先していくということでございますけれども、その牧田川の堤防の拡幅というのはいつごろに終了するのか。そして、今現在見ていただきますとよくわかりますが、牧田川の堤防から学校道路へおけるところの急な坂のところの道なのですが、とても細くて危険でありますので、再度牧田川整備と同時に、というよりも、その前にも早くやってほしいと思うほどの危険度を感じておる道路ですので、なるべく早く造成してほしいと思っております。

その点を理解していただきまして、もう一度、その堤防から学校における点のことの道路整備について、もう少し詳しくお願いできませんでしょうか。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再々質問でございますけれども、牧田川堤防道路ではなく、立出川の堤防道路拡幅ということでございます。いつ終了するか、またその現況のあれについては、建設課長のほうから御答弁をさせていただきますが、いずれにしても、町の対応がおくれることよって事故等の発生等危惧されますので、この安全度につきましては、早急に一度詳しく調べまして、対策も講じたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 伊藤建設課長、補足答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 御質問にお答えいたします。

先ほどの立出川の道路拡幅につきましては、本年度計画の業務

を委託しておりますので、実際、来年度から下流のほうから順番に進めていきたいと思っております。ただ、距離的に長い区間になります。それと基本的には、先ほど答弁にありましたように、天端が今大体三メートルぐらいしかございませんものを五メートルの幅ぐらいを考えておりますので、事業費的にもある程度の事業費、町にいたしましたはたくさんの方々の事業費の道路改良拡幅工事になると思っております。順番に、その年度ごとの費用をこれから充てていこうと思っておりますが、長ければ四、五年かかるようなことの仕事になるかと思っております。また、最終的には立出川から牧田川の堤防に現在もつながっておりますが、これについては拡幅して安全に行けるようには考えております。ということで、実際の最初の御質問にありました大垣養老高校の西側の道路については、その状況を見ながら地元の方とも御相談して進めていくようなことを今は考えております。

〔六番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 建設課長のほうから、状況を眺めながらということでございます。私も何回も何回もその道を通りながら調査をしておりますし、課長もその状況は現地へ行つて御存じだと思っておりますので、なるべく早くお願いしたい、今の話で四、五年というのはちょっと長いのかなと、そんな感じがします。なので、よろしくお願いいたします。

最後になりましたが、交通事故の防止は全ての町民の願いであり、道路整備に当たっては、利用者の視点に立った迅速かつ的確な検討をいただき、早期に実現していただきますようお願いをいたします。

二点目の県立大垣養老高校西側道路拡幅工事改良についての質

問を終わります。

これで、私の一般質問内容を終わります。

○議長（松永民夫君） 以上で、六番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） 議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

通告に従いまして、まず最初に、大橋町長の二期目の施策等についてをお伺いいたします。

先般、本町では町長選挙が行われました。大橋町長は後援会入会の案内の中で、二期目の取り組みとしてマニフェストを掲げておられます。その中で、産業として地場産業である農業と食肉産業を強力に推進しますと書かれております。ここでお聞きしたいことは農業施策であります。今年度の主な事業は、水田農業構造改革対策事業、農業振興地域整備促進事業、担い手支援事業、元気な農業産地構造改革支援事業、青年就労給付金事業など、このような事業を展開されていますが、このマニフェストに掲げる強力な農業施策とはどのようなものでしょうか。

次に、振興として工場や企業の誘致を推し進め、雇用の創出を図り、地域経済の活性化を目指しますとありますが、ここ近年は行政主導での工場や企業の誘致は皆無に等しいと思えますが、第五次総合計画の参考資料、住民アンケート調査によりますと、雇用の安定・充実は、満足度が四十八項目のうち四十八位と最下位であります。この項目については、町民にとって一番満足度が低く、今後の対策にとって重要度が一番高いということであり、工場や企業の誘致により雇用の創出がかなうよう行政主導での誘

致をお願いしたいものです。特に、一部上場企業を誘致できれば大きな経済効果が期待できますので、この課題についての町長の本気度をお伺いしたいと思います。よろしく。

それから、最後に東海環状自動車道の養老インターチェンジ完成に伴う波及効果は、いろいろな面に及ぶと思われれます。今後も県道・町道等の改修が行われるとは思いますが、開通時には主要な県道・町道等のアクセス道路の改修が全て終わっていることを願いたいものです。養老インターチェンジが一般供用開始になれば、養老町は名古屋圏のベッドタウンとして発展していくことが期待できると思います。完成に伴う波及効果を最大限に生かすための具体的な施策の考えはいかがでしょうか。

養老町に住みたい、養老町に行ってみたいと思われる若者たちを受け入れる準備を早目に行っていただきたい。養老町は消滅すると指摘されております。この人口問題は避けては通れない最重要課題です。養老インターチェンジ開通のこの時期、この好機をどのように捉え生かすのか、町長のお考えをよろしく願います。また、具体的に施策があれば、よろしくお伺いしたいと思います。

以上、三点についての町長の御答弁をお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 三田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、一点目の農業、食肉産業の推進をどのように進めていくかということでございます。

まず、農業と食肉産業の推進についてでございますけれども、本町の農業は米の生産が中心となっております。米価が低迷する一方、生産資材は高騰している状態で、農業を取り巻く環境は非

常に厳しいものがございます。

二〇一四年に実施されました世界農林業センサスでは、町内の総農家戸数は一千四百八十九戸で、そのうち専業農家は百六戸でございました。こうした状況の中で、専業農家を育てるため、技術的に高度な専門知識や助言については、県の農業普及員や農業試験場、あるいは関係機関からの支援を仰ぐとともに、町といたしましては、JAや関係機関との連携をさらに強化し、これからの農業を担う若者を育てるため、青年就農給付金事業等による支援を引き続き行つてまいります。

しかしながら、専業農家の経営は依然として厳しい状況は否めず、先ほど田中議員の御質問でも回答をさせていただきましたけれども、これからの農業は、生産・加工・販売を踏まえた六次産業化の取り組みを目指さなければ、安定した農業経営は厳しいと考えております。

本町では、今後、農業団体等の六次産業化に向けての取り組みを支援するため、各種支援制度の紹介や呼びかけを積極的に進めてまいります。

国においては、農林水産業・地域の活力創造プランを取りまとめ、農業を足腰の強い産業としていくための産業政策と、農業農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域政策を車の両輪として推進し、関係者が一体となって課題の解決に向けて取り組むとしております。

具体的には、農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直しや米政策の見直し、そして日本型直接支払制度の創設など、新たな政策が打ち出されました。本町においても水田構造改革対策事業を初め、担い手支援事業や元気な農業産地構造改革事業支援事業などの施策を積極的に展開し、さらなる農業振興を図って

まいります。

次に、食肉産業の推進についてでございますが、食肉産業は本町の重要な地場産業であり、この産業に携わる雇用の裾野は広く、食肉関連の業種に多くの人が従事され、養老町の雇用を支えています。

現在、県内で稼働している岐阜市、関市、養老町の食肉処理施設は、老朽化が著しく、将来にわたって安全で安心な食肉の安定供給に支障が生ずるおそれがございますので、三カ所が統合をし、新たな食肉処理施設を建設すべく、岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会で協議が進められております。

本町におきましては、就業場所の確保や一層の雇用促進を図ることはもちろんでございますが、相乗効果として、新たな関連産業の本町への進出も期待できることから、町内での新食肉基幹市場建設促進に向けて最大限努力してまいりたいと考えております。

次に、二点目の振興、工場誘致や企業の融資を進めて、雇用の創出を掲げるということでございますけれども、本町においては、町内での雇用・就労の場が少なく、町外への通勤就労者が多い現状でございます。税源確保や定住を促進するためにも、企業などの誘致による雇用・就労の場の創出は非常に重要であると捉えております。

三点目の質問にもつながりますけれども、来年十二月には養老サービスエリアスマートインターチェンジが、そして平成二十九年には東海環状自動車道の養老インターチェンジが開通し、さらに東海環状自動車道西回りエリアが全線開通すれば、既に供用を開始されている東回りエリアとあわせて、中部圏はもとより、関西圏や北陸圏ともつながることになり、この地域にとっても産業や観光交流に多大な経済効果が期待できます。

この好機を生かし、企業誘致に当たっては、もちろん一部上場企業であれば申し分はございませんけれども、税源確保や雇用機会の拡大につながる優良企業であれば、ぜひとも立地していただきたいと考えております。

しかしながら、土地利用の課題等もあり、インターチェンジ周辺は工場等への転用が困難な優良農地の集団地域であり、新たな企業の誘致には農地法を初めとする法令に基づく許認可等、非常に高いハードルをクリアする必要があります。

そんな中で、本年十一月には東海環状自動車道西回りエリアの企業誘致を戦略的に展開するため、県の企業誘致課主導により、関係市町、経済団体及び金融機関を構成メンバーとする二〇二〇西回りエリア企業誘致戦略推進協議会が発足をしまして、企業誘致に関する施策・提案などを協議していくことになりましたので、今後は、この協議会での協議内容等も踏まえ、また養老町においては、企業立地促進制度として工場等設置奨励金や雇用促進奨励金、あるいは企業立地用地の土地登録制度がございますけれども、こういった現行制度の見直しや新たな優遇措置も視野に入れ、企業が立地しやすい条件を協議していくなど、企業誘致の取り組みを積極的に行ってまいりたいと考えております。

最後、三点目でございますが、インターチェンジ完成に伴う波及効果を生かす具体的な施策ということでございますけれども、議員おっしゃりますように、消滅可能性都市の一つに挙げられました。本年五月、民間の研究機関である日本創成会議・人口減少問題検討部会が独自の人口推計に基づき公表をされたものでございます。その数は、全国で八百九十六市町村に上るとされ、岐阜県内においても本町を含む十七市町村がこれに該当するとされており、このことは、新聞各紙を初め多くのマスメディアが大

きく取り上げましたので、岐阜県においては、人口問題研究会を設置し、学識経験者や民間シンクタンク等とともに県内での個別の市町村の人口の実態分析や人口減少対策の実践的な対策の研究を始めております。また、国においては、我が国の人口減少傾向を長期的視点に立って歯どめをかけるため、先月、まち・ひと・しごと創生法、いわゆる地方創生法を成立されました。

こうしたことから、地方自治体は、さきの消滅可能性都市であるか否かにかかわらず、人口減少対策は危機感を持って取り組まなければならない喫緊の課題として、引き続き全力を傾注することが重要であると強く認識をしたところでございます。

さて、議員が言われるように、東海環状自動車道養老インターチェンジの開通による交通立地環境の変革に伴う本町への波及効果は大きな可能性を秘めており、本町発展の活力となるよう積極的・効果的に取り込み、地域経済の底上げや就労の場の着実な拡大、また定住促進につなげてまいりたいと考えております。

なお、平成三十二年度を目標年次とする町第五次総合計画（絆プラン）では、こうした効果を生かす取り組みとして、基本計画の戦略プログラムにおいて、養老・活力づくりとして具体的な施策や事業群を取りまとめ、分野を超えた連携・横断の体制を強めることで、優先的かつ重点的に取り組むこととしております。

その内容につきましては、大きく三つに分けられます。一つ目は、交通立地を生かし、活力を生み出す基盤づくりを進め、事業所・企業等の誘致の可能性を追求するとともに、地元企業等の育成、起業・事業興しの促進を図る。

二つ目には、本町の良好な自然環境の基礎である農業の活性化と産業相互が連携する複合産業づくりを進める。

三つ目に、交通立地環境の変革に対応し、若者・子育て世代の

定住促進に取り組むということでございます。

しかし、町第五次総合計画を策定した時期は、養老インターチェンジの完成を間近に見据えてはおりませんでした。今ではそれが平成二十九年度と明確となり、より現実味を帯びてまいりました。

また、平成二十五年三月には、県・町議会議員や各種団体、公募委員、岐阜県関係等の皆さんとともに、新生養老まちづくり構想を策定したことから、養老インターチェンジに近い養老の郷エリアの整備との整合も図っていく必要があります。

さらに、社会経済情勢も目まぐるしく変化していることから、現総合計画については、十年間の計画の中間年次である平成二十七年において、基本計画の見直しを行うとしております。既に今年度、前期計画の進捗状況や課題を把握するため、住民アンケート調査を実施したところでございますが、今後は、計画審議会及び企画調整会議や策定プロジェクトチーム等の会議を設置しまして、後期計画の策定作業を進めていく予定でございます。

また、まち・ひと・しごと創生法の施行に伴い、国は今月中に長期ビジョン及び総合戦略を策定する予定としております。市町村は、国及び県のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、平成二十七年末までに市町村の実情に応じた地方版の人口ビジョン及び総合戦略を策定しなければならぬとされていることから、総合計画・基本計画の見直しにあわせ、対応してまいりたいと考えております。そうした中で、お尋ねの件につきましては、今後、より具体的な施策・事業をもう一度検討してまいりたいと考えております。

また、後期基本計画の策定に伴う町計画審議会の委員には、議員各位の中からも委員として委嘱させていただきたいと考えてお

りますので、ぜひとも御協力いただきますようお願いを申し上げます。まして、回答とさせていただきます。

〔四番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） 再質問をさせていただきます。

二〇二〇西回りエリア企業誘致戦略推進会議が県の主導で発足されたとのこと、大いに期待するところでございますが、この協議会に参加している市町、どのようなメンバーでありましょうか。

また、我が養老町の土地は網かけがあり、企業の誘致には農地法を初めとする法令に基づく許認可等、非常に高いハードルをクリアすることが必要であるということであれば、事前にその網を外すなど対策を考えなければ、いつになっても企業誘致は成就しない、こう思いますが、いかがでしょうか。

もしも、二〇二〇西回りエリア企業誘致戦略推進会議の中で誘致合戦が起きたとした場合、我が養老町は他市町におくれをとってしまうこと、こうなると思いますが、本気で行政主導で企業誘致を考えるならば、この問題は避けては通れない、事前に解決をしておかねばならない問題だと思いますが、この問題をどのように解決されるのかをお聞きしたいと思います。よろしくお願います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質問、二点ございましたけれども、二〇

二〇西回りエリア企業誘致戦略推進協議会につきましては、産業建設部長のほうから、ちょっと御答弁をさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

私のほうから、行政主導で本気になって企業誘致に取り組みと

致を促進するためには、立地のしやすい環境をつくっておくことが重要であることはおっしゃるとおりでございます。事前に農業振興地域の網を外しておけばいいのですけれども、難しいのが現状であり、他の市町も同じ状況でございます。しかし、町としては、ただ手をこまねいているだけではなく、農業振興整備計画の見直しを進め、新たな土地利用を検討していきたいと考えております。

また、先ほども御回答申し上げましたが、本町においては、企業立地促進制度といたしまして、工場等設置奨励金がございますけれども、交付の対象となる業種や奨励期間の見直し、あるいは新たな優遇措置も視野に入れて、企業が立地しやすい条件を協議しております。さらには、こういった企業用地の確保なども含め、企業誘致に当たっては専門的に携わる職員が必要であると考えておりまして、専門部署の設置も検討をしているところでございます。

養老町にとっては、二つのインターチェンジの開通という好機と、また、本町は地下水も豊富でありますので、こういった地の利も無駄にすることなく、企業誘致に本気を持って取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（松永民夫君） 柏渕産業建設部長、補足答弁。

○産業建設部長（柏渕裕昭君） 失礼します。

西回りエリアの企業誘致戦略推進協議会のメンバーはということですが、こちらは、東海環状沿線市町だけではなくて、エリアということ、県のほうでも少し広くそれを捉えております。西濃地区が二市八町ですが、これは全ての市町、それから本巢地区、こちらは二市一町、それに岐阜市と羽島市が入っております。計で六市九町になります。これに、先ほどの説明もありましたけ

れども、経済団体として岐阜、大垣、羽島の、それぞれの商工会議所の方、また商工会のほうは、県の商工会連合会のほうで一人ということでございます。さらに十六さんと、それから共立さん、銀行の代表の方が二名、それから事務局になります。県の商工労働部署以下四名ということで、計で二十五人のメンバーで発足し、これからさまざまな協議を進めていくということになります。以上でございます。

〔四番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） ただいま御説明をいただきました農業振興整備計画の見直しを進めていくというお話、特によく、またお願いをしたい、こういうふうに思います。

それに並行して、企業立地促進制度の見直し、これも併設しながら、ひとつ早目に答えが出るようによろしくお願いをしたい、こう思います。

それから、今部長のほうから説明をいただきましたが、二〇二〇西回りエリア企業誘致戦略会議の構成メンバーに、岐阜市、大垣市とか羽島市があるということであれば、企業誘致に物すごくかけている市町であると。そうすれば、養老町が企業誘致をするということ、今の環境の中で同じ土俵に立つたら絶対に負けると思しますので、先ほど町長が言われましたように、事前に環境整備をしていくということの取り組みを、本気で専門部署をつくるという、今のお話もございましたので、その専門部署をつくる、ひとつ前向きに、答えが早く出るように、迅速にひとつお願いをしたい、こういうふうに思います。

私は、今の養老町が二カ所のインターチェンジを持つということとは、この近隣市町にはないことであります。この好機をチャン

スと捉えて、最大限に生かした環境整備をしていただき、企業誘致が本当に成就するように、ひとつ、一日も早くお願いしたいと、こういうふうに思います。

このことをお願いして、もう一度町長に、この思いを、決意みたいなものをひとつお聞かせただいて、我が養老町の未来が本当に夢のある、展望の明るいまちであるということを強調したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 企業誘致、町の活性化に結びつく企業誘致については、どの市町も本当に真剣になつて取り組んでおられるところがございます。先ほども申されましたように、二つのインターチェンジ、もつと言いますのならば、南濃町と養老町の境にできます海津のスマートインターチェンジを合わせれば、本当に三つのインターができるということでございます。

ですから、そういった意味も含めまして、二期目の最初には、来年度の組織改正の中で、企業誘致課なり、そういった都市計画をもう一度やり直してみても、企業の誘致を図っていききたいというふうなことで、先ほども答弁をさせていただいたところでございます。こういったことで、今後、養老改元一三〇〇年という一つの区切りを迎える養老町にとって、本当に将来にわたって希望の持てるような、そういった町づくりを邁進すべく、こういった企業の誘致等は、本当に最重要課題として取り組んでいく覚悟でございますので、よろしくまた御協力のほうもお願いを申し上げます。

〔四番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） それでは、二つ目の質問に入ります。

我が養老町には、近隣市町に誇れるすばらしい施設があります。それは、トレーニングルームを併設した温水プールであります。この施設、スポーツプラザ養老に施設命名権を広く企業等に公募してはいかがでしょうか。

この施設命名権は、二〇〇三年に公共の施設としては、東京スタジアムが味の素スタジアムとして、全国で初めての事例として投入されてから、今日まで急速に広がってきたのが、この施設命名権であります。各企業でも、全国の各自治体でも取り入れている手法であります。

このスポーツプラザ養老は、二十六年度の予算ベースで、使用料、その他の収入が三千五百八十二万三千円であります。維持・管理費が一億七十一万二千元であります。言いかえれば、年間の一般会計からの繰出額は六千四百八十八万九千円になります。一般会計からの繰出し六千四百八十八万九千円を少しでも補填できれば、税の無駄遣いの解消につながると思えますが、いかがでしょうか。

また、スポーツプラザ養老のイベントの充実に、この施設命名権の使用料を回すことによつて、利用者の増加が見込まれて、使用料の増収につながると思えます。また、企業にとつても、東海環状道からの施設の存在感が一段と増すことにより、PR効果が期待できると思えます。

そういう意味において、施設命名権を広く企業等に公募してはいかがでしょうか。ここで町長の答弁をお願いします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） スポーツプラザ養老に命名権を与えてはと、というような御質問でございますけれども、スポーツプラザの運営維持の補填のためにも、各自治体に取り入れている命名権を広く

公募してはいかかという御質問でございます。

養老町民プールは、昨年七月十五日、海の日にリニューアルオープンを行いました。リニューアルから一年半近くが経過をいたしまして、現在のプール利用者は、平成二十三年の使用中止以前の利用者数に戻ってきております。

また、平日に開催をしております幼児・小・中学校のスイミングスクールは各コースほぼ満員で、定員の四十人に達しており、スクール総会員数は四百三十三人となっております。身近なところでスイミングスクールに通える、養老町の公共施設として他市町にない施設であり、町民の皆様のより多くの御利用を願っているものでございます。

そこで、三田議員の御質問でございます命名権の販売は、赤字の公共施設の管理運営費を補填する手段の一つとして、スポーツ施設や文化施設などに導入をされてきております。スポーツプラザ養老についても、議員の御提案について今後検討していく必要もあろうかと思えますけれども、全国の導入例を見ると、高い契約金額や多くの募集团体が見込める都道府県や大規模都市に位置する自治体、またプロスポーツのホームスタジアムなどの施設を保有する自治体などが限定をされているところでございます。

郡部にある養老町民プールに施設の命名権を導入した場合、目的を地域貢献としているスポンサーは一時的に集まるかもしれませんが、継続的にスポンサー料をいただくことに、スポンサー側も契約金に対する費用対効果をはかりかねているケースが多く見られます。課題も多いと言われており、命名権本来の目的である、施設の名称が広く認知されることに伴う企業知名度の向上という命名権の有意性が生かされないとも考えられます。

このようなことから、命名権のメリットよりも、施設名称の変

更による地域への影響などのリスクが大きいことも考えられ、今後は町内外の企業からスポンサーとして導入の希望があった場合には検討をしていきたいと考えております。

今後、より町民の皆様にスポーツプラザ養老を御利用いただけるよう、いろいろな方策を考えていきたいと思っております。

以上で、三田議員の答弁とさせていただきます。

〔四番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） ただいま町長の答弁は、前向きでなくて、慎重派であるというふうに私は思いますが、町長は行政経営とか、そういうことまでよくお話をされますが、経営ということであれば、戦略を持って、そして顧客に向かっていくという、攻めていくという、そういう姿勢があると思えますが、今の町長の答弁は、ちよつと攻めのスタンスがありませんが、今後、ひとつ前向きに進めていただきたい、こう思います。

とりあえず、施設命名権を公募しますよと、こういうことで広く各企業に周知をするように町のホームページ等を通じてお願いしたいと、積極的に働きかけていただきたいと。企業から、うちが命名権、ひとつ買いたいからと言って棚ぼたで、そんな話は絶対来ませんよ。ですから、攻めていっていただきたいと、かように思います。

そして、企業に売り込んでいただきながら、そして今のスポーツプラザ養老のよき、それから我々としては養老プラザを今以上にいい施設にしていく、いろんなイベントを、やはり年間に回数を重ねながらアピールしていくということになれば、企業もほっておきませんので、それを攻めていけば、何とか前向きに向いてくれると、そしていい答えをいただけると、こう思います。

そうすれば、使用料はふえ、また命名権は入り、スポーツプラザ
養老は赤字経営にはならないと、こういう施設に変わると思いま
すので、ひとつ前向きに取り組んでいただくことを、もう一度町
長、思いをひとつここで話しいただいて、期待を持たせていた
だきたいと思いますが、よろしく願います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質問にお答えをさせていただきます。

もとより、いろんな各施設において赤字が膨大になるというこ
とに関しては、私も一企業人であった身としては、いいというふ
うには考えておるわけではございません。あくまでこの施設とい
うのは、町民の健康とか、それからもう一度老人の方々の寝たき
りを防ぐような、そういった施設というものを備えておりますの
で、ある程度の赤字であっても、私は続ける意味があると思っ
ております。

そこで、その命名権の問題でございますけれども、先ほども申
しましたように、プロスポーツの施設であったり、そういったも
のなら高額の命名権を獲得することができるということござい
ます。郡部にある施設としては慎重にならざるを得ないというこ
ろではございますけれども、将来的に東海環状自動車道が通り
ますと、かなりの、やはり看板としての大きな効果は認めるとい
うことになります。

そこで、施設のあり方といえますか、スポーツ施設であるとい
うことから大きくかけ離れた、企業ではなくて、やはり関連企業
等がそういった命名権に申し出ただけというような可能性
もございますので、この点につきましては、庁内でちよつとよく
考えまして、募集することはたやすいことだというふうに思いま
すので、その点は検討課題というふうにさせていただきますと思

います。以上でございます。

〔四番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） 各企業が命名権を買うという中には、PR、

宣伝というのでも大きな目標ではありますけれども、地域貢献とか
公共施設等への経済的支援、そういう部分で、企業の価値観を上
げるという部分でもかなりウエートがあると思いますので、その
辺を攻めながら、ひとつ攻めの営業をしていただきたい、これ
をお願いして私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（松永民夫君） 以上で、四番 三田正敏君の一般質問を終
わります。

これより暫時休憩いたします。

再開は午後一時といたします。

（午後〇時十三分 休憩）

（午後一時〇〇分 再開）

○議長（松永民夫君） 次に、十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 発言の許可を得ましたので、通告に基
づき質問をさせていただきます。

まず最初に、町長の政治姿勢と（仮称）養老の郷づくり会社に
ついて伺います。

日本漢字能力検定協会は、一年の世相をあらわすことしの漢字
に「税」が選ばれたと発表をいたしました。町長は、一期目を、
さらに二期目を漢字一文字でどうあらわされているのでしょうか。
私は、この四年間、大橋町長の政治姿勢、トップダウンの姿勢
とその手法、そして今後四年間を一転、協働という点で期待を込
めて「公」、この一字を贈らせていただきたいと思います。

この質問は再質問をいたしません。

二点目ですけれども、まちづくり会社、養老の郷づくり会社についてですが、まず最初に、この事業を三セクではなく役場で実施したときの財政と必要人員について、詳細な検討はされていますか。

第二に、この事業を三セクで実施してほしいという住民要求、例えば区長会の決議とか、署名を伴った陳情とかというものがあつたのでしょうか。

第三に、例えば、既に人材バンクや空き家バンクのような事業体が町内に自発的に芽生えており、その事業体から町の支援を求めてきた事例があつたのでしょうか。

それから次いで、多岐にわたる事業内容の件について、伺います。

事業計画書は、会社が担う事業を資源活用、産業活性化、観光活性化の三本柱にまとめ、それぞれの詳細な事業内容を見ると、まるで大手のディベロッパーが机上で企画したかのような、身の丈に余る多岐にわたる内容が列記されております。計画では、設立三年目にして年商千三百万円程度とあります。その規模の会社が担うには、種類や量的に事業が多過ぎると思われまます。事業計画が成功例として挙げる明宝レディースや長浜まちづくり会社は、事業内容が特化、限定され、会社設立前から先行した事業体があるもので、今回の三セク会社の参考にならないのではないのでしょうか。

以下二点について伺います。

第一に、事業内容の重点を、年次を決めて段階的に重点化しておく考えはないのでしょうか。

第二に、事業計画を概観すると、あたかも第二の民間役場のよ

うな印象があり、無駄な二重行政に陥る危惧を感じております。

役場内の農林振興課や商工観光課などの類似部局、また民間の商工会や観光協会、食肉事業組合などの業者組合とのすみ分けについて、どのような基本的な考えが持たれているのでしょうか。

次いで、会社の収支予測について伺います。

会社の収支予測については、別に専門の場を設けて詳細に検討する必要があると思いますが、今回は主な四点について伺います。

第一に、収入欄の委託料は主に誰が何を会社に委託するのでしょうか。考えられる想定をお答えいただきたいと思えます。

第二に、収入欄の補助金ですけれども、収入に対して無視できない比率を占めておりますが、誰が何のために会社に出す補助金でしょうか。

第三に、収入欄の売上額には総売り上げ〇・五%を乗じた数値が記載されておりますが、総額の〇・五%のみが会社の売り上げなのか、残りの九九・五%はどこへ行くのでしょうか。

第四に、人件費について、常勤は置かないとして異様に低く見積もられておりますが、責任の所在を個人レベルで明確にするため、経理にタッチせずに覚悟を決めた常勤者を一名以上置かないと、無責任体制に陥る危険性が非常に大であると思えます。その人件費を含めて収支予測をすべきと考えますが、その見解を求めたいと思えます。

最後に、会社の無限責任と有限責任についてでございます。

無限責任と有限責任は、会社が倒産したときなどに債権者に対し出資者が負うべき責任の範囲を区分しております。無限責任は、会社が倒産したときなどに債権者に対し負債総額の全額を支払う責任を負うことを指します。提示された（仮称）養老の郷づくり会社は有限責任の確保をうたい、養老町に出資額を超える負債は

発生しないことを明記しています。つまり、この会社が倒産したときに、町が出資した金額は消えてしまうけれども、それ以上は責任を負いませんよということです。このことは、債権者の立場や養老町という二〇一七年に一三〇〇年祭を迎える点から考えてください。債権者は町に不信感を募らせるでしょう。歴史ある養老町というネームブランドに町と議会がみずから傷つけるということになるとお考えではありませんか。答弁を求めます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 申しわけございません、ちよつと通告書とかなりあれですので、多岐にわたっておりますので、一つずつ申し上げていきたいというふうに思っております。

まず、第一の問題でございますけれども、今回提示いたしました会社での事業計画等につきまして、新生養老まちづくり構想に基づき、町と民間出資予定者で構成する設立準備会において十分に協議・検討されたものであります。

なお、御質問にあるような役場で実施云々の詳細の検討はしておりませんが、この会社が取り組む事業は、行政が持ち合わせていない民間のノウハウ、知恵、お金、スピードを存分に生かして進めていくべきものだというふうに認識をしております。

また、第二、第三につきましてですが、この会社での事業は住民や区長会等からの要望、陳情、既存団体から支援を求められたわけではございません。あくまでも構想に基づき、設立を目指す会社が自主的に取り組んでいきたいと考える事業でございます。また、私一人の提案でもございません。

それから、先ほども申し述べましたけれども、今から二〇一七年養老改元一三〇〇年を迎えることから、町ではこの機会を千載一遇のチャンスと捉えており、本町の新しい夢あるまちづくりを

進めるために平成二十五年に新生養老まちづくり構想を策定いたしました。そして、その構想を具現化することは町の活性化への近道であるということから、一三〇〇年プロジェクト関連事業を本町の最重要施策と位置づけ、関係機関と連携しながら積極的に進めているところでございます。

また、この構想に掲げる施策・事業を早期に実現するためには、行政一丸となって進めるだけでなく、町民の皆さんや各種団体、民間企業等と協働して取り組む必要があり、それぞれが役割を分担して推進していきたいというふうに考えております。

それから、多岐にわたる事業内容というところでございますけれども、繰り返しになりますけれども、この事業案につきましては、町と出資予定者で十分に時間をかけて協議、検討、精査したものでございます。あくまで現在考えられる事業を主に掲載したものであり、今後集中的に行う事業、また集約すべき事業、さらには中・長期に行うべき事業の取捨選択、優先順位づけなどは必要かと考えます。その点は、設立された会社の中で十分に議論されるべきであろうかというふうに思います。

ただ、身の丈に合ったという表現をつくられておりますけれども、会社の目的を設定するために幾つもの事業を列記することは当然のことでございますし、また年商千三百万ではその規模に余るのではないかというような御質問もございましたけれども、この会社も少なくとも二十年先の事業を見据えて目的も設定をされておりまして。そのときの収支予測が千三百万ということはございません。この会社に参加しておられる企業を御存じだろうと思えますけれども、やはりこれからも何億、何十億という資本を投入する覚悟でおられるわけでございますので、この事業内容が多岐にわたり、また身の丈に余るといことはございません。

それから、次の点でございますけれども、事業内容の重点を年次ごとに決めてということでございます。先ほども申し上げましたけれども、長期、短期ということがございますので、当然すぐに取りかかるべき事業、そうでない事業というのが出てくるということでございますし、また第二の民間役場というような言葉も使われましたけれども、行政ができないことを担っていただく分において、役場であるかのようなどうか、役場の事業をやつていただくということでございますし、また各課の一部の事業もとり行つていただくということでございます。ですから、こういうところはきちんと言合ひをしながらか進めていくというふうに思っています。

それから、収支予測についてでございますけれども、収入欄の委託料につきましては、情報発信事業では民間企業等がホームページに掲載する際の広告掲載委託料を想定しております。人材活用事業では、民間企業等が人材のマッチング・コーディネート、経験や知識、技術を必要とする企業等が求職者や自身の技能・経験を生かした活動を行いたいとのマッチングを会社に委託することを考えております。また、滝谷店舗等コーディネート事業では、滝谷の店舗等がリニューアル等する際のデザイン企画、提案等の委託を考えており、アートコーディネート事業では、民間企業や各種団体がイベントを開催するに当たり、その企画・実施を委託することを想定しております。

次に、補助金につきましては、一つには会社が企画・実施するエコツアー、いわゆる名古屋などの都市県在住者などをターゲットに、養老の豊かな自然を体験しながら心身をリフレッシュできるエコツアーに対して、岐阜県がエコツーリズム促進事業として会社に補助をすることを想定しております。

また、会社による薬草を使った新商品、ヒョウタンなど、養老ブランド商品開発のための計画策定や事例調査、専門家の派遣等の費用についても、農林水産省の都市農村共生・対流総合対策交付金等の補助金事業を活用することを想定いたしております。

それから、三番目の〇・五％ということでございますけれども、これは来場者の〇・五％ということでございます。五十六万人のうち〇・五％の方がお使いになった場合という表現であるというふうに解釈いただきたいと思います。

それから、四番目につきましては人件費でございますけれども、設立当初、極力人件費を抑えたいとの考えから、会社の運営が軌道に乗るまでの間は民間出資会社の社員が兼務する予定でございますが、責任能力の十分にある社員が会社を運営していく予定でございます。当然に役員等も列挙されているわけでございます。

なお、会社の人員雇用体制については、今までの会社の形態とは異なる手法を取り入れておりますけれども、出資企業の中には既にこの手法で事業を展開しておられまして、実績は十分であるというふうに認識をいたしております。

漢字一文字ということでございますけれども、一期目は町民一人一人が夢と希望を持ち、明るく生き生きと暮らせるまちづくりが必要ということで、私のマニフェストにも「人をつくる、夢をつくる、町をつくる」という「養老が一番」というふうに訴えておりますので、字といたしましては「創」という字になるかというふうに思います。

また、ことしについてでございますけれども、本来ならば二期目ということで、一期目の事業を実行に移す「実」というふうに捉えたいところではございますけれども、まだまだ説明不足かというところもあるかというところで、住民の方々が十分に理解

をしていただいていないという部分もございます。そういった意味で、一期目のつくるということを継続するという意味における継続の「継」というふうには今は捉えております。二期目、なるべく早いうちに実行の「実」に移せるようにしていきたいなというふうにご考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 町長、無限責任と有限責任の関係。

○町長（大橋 孝君） 役場が関係する第三セクターが倒産をしないということはありません。養老町の責任というものも当然出てくるかというふうに思いますけれども、債権者においても、三セクであるから養老町も関与している、だから安易な取引をするというふうな気持ちで取引をされるといいたくはないと思います。やはり三セクであっても株式会社は株式会社でございますので、その責任においては、やはり町というよりも役員というふうな形での責任の取り方というか、そういうふうになるかと思っております。以上です。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 再質問を行います。

要するに、この三セク会社そのものは、町民からのボトムアップでもなく、町内で自発的に始まった取り組みで、町としても応援したいというわけでもなく、町長の公約の中にあるというふうな形でのトップダウンの政策提案ということになると私は思います。これでは、官民コラボとか民間主導とかの町長の信条とは真逆のあからさまな官主導のプロジェクトであると思えます。そこで伺います。

町長はこの事業に高い優先度をつけておられるように伺えます

が、限られた役場の能力の中で、他の事業との優劣の比較検討をされたのでしょうか。それとも、同時並行で推進可能であると、役場全体での意気込みが共有できているとお考えでしょうか。

先般出されました養老町中長期財政計画においては、現行事業の継続に限ってはおおむね安定した財政運営が可能、ただし予定されている新事業を含めると歳入不足に陥る可能性があると指摘しております。誤解を恐れずに言えば、おかしな事業に手を出さなければ養老町の財政は安定していると、町長みずからが告白しているようなものではありませんか。

それから、多岐にわたる事業内容についてですけども、先ほどの質問にお答えがないということは、商工会、食肉、いろんなそういう町内の既存の団体等についてのすみ分けについて、具体的な検討はまだなされていないということでしょうか。事業計画が決まってから後ですみ分けをお考えになるということでは、一体で検討を進めないかと二重行政の危険があることを指摘しておきたいと思えますが、この点についてはどうお考えでしょうか。

それからさらに、あつてはならないことですが、この三セク会社に役場機能の一部を肩がわりさせて、町職員の人員整備に手をつけるようなことは断じて許されなことを申し述べておきたいと思えます。

会社の収支予測については、いずれにしても別途詳細な検討、質疑の場が必要であることが明らかになったというふうに思います。私どもも、十二月四日、臨時に全員協議会を開いて、質問なしの一方的な説明という点でございますので、改めて時間をかけた、議会が配置する有識的な研究者も含めた中での集中審議を、議会としても特別措置をしていきたいというふうに議長にも求めていきたいと思っております。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 五点ほどあったかと思えますけれども、最後の二点はお答えする必要はございませんですね。

最初のボトムアップでもなく、トップダウンだというような御意見でございますけれども、この事業につきましては、何度も申しておりますけれども、新生養老まちづくり構想の中において、それを牽引するいわゆる一つの形として第三セクターというのが位置づけられているということで、この事業を進めていくわけでございます。さらに申し上げれば、ボトムアップがないからトップダウン、私の一つの意見として、選挙においてもこの会社にかかわることについては説明をしてきたということでございます。ですから、優先度的に言えば、やはり優先されるべき問題かどうかというふうに考えております。

それから、財政の安定化について、新事業をしなければということではございますけれども、逆に言えば、投資もしなければ伸びることもない、活性化にもおぼつかないというような考えでありますので、やはりそういったこともよく検討して、恐れずに新事業を進めていきたいというふうに思います。

それから、具体的な検討ということ、すみ分け、二重行政というようなことでございますけれども、あくまでこれは株式会社でございます。ですから、その役員の中で行われている問題だろうというふうに思います。役場が一つの事業に対して、この会社に請け負わせるというようなことはございません。役場は役場の責任がございまして、企業としてやるべきことはやるべきことであるというふうに思います。役場の施策を民間企業が行うということもないというふうにお答えをしたいと思います。以上です。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 自治体財政には量出制入の原則が適用されております。平たく言えば、民間企業と違って自治体は、住民の生命財産を守るためには、お金のあるなしにかかわらず、起債してでも実施しなければならぬ行政義務を負っているということ。今、養老町には、斎苑横領問題や税の誤徴収などで失われた役場への信頼回復、自然災害に対する防災対策、原発事故への避難計画、やがて向き合わなければならぬ養老鉄道への対応など、最優先で取り組まなければならない課題が多々あります。これは、好き嫌いを言っておられない住民に対する行政の存在意義を問われる義務的な課題であります。役場の持っている人的・財政的資源を優先して投入しなければならぬ課題でもあります。こうした課題に比べて、郷づくり会社はのるか反るかの多分に投資的な事業であります。住民から矢のような催促があるわけでもありません。要するに、今なくても特段に困らないものです。この三セク設立提案が、第一に町長の行政理念とは真逆のむき出しの官主導で進められていること、第二に、時間をかけて町内の資源を育む努力をせずに安易に町外の資本を呼び込む姿勢、この二点に強い違和感を覚えることを表明して、次の質問に入らせていただきます。

二点目は、養北の幼保連携型認定こども園についてお尋ねをいたします。

私は、四十年近く前に岐阜市内の私立幼稚園に勤務した経験があります。当時、子供は、不適切かもしれませんが、金の卵と言われ、私立幼稚園は公立や他の私立幼稚園にない特色ある園経営

が求められていました。それは、幼児教育産業、音楽、スポーツ、絵画、語学、さらに私の勤めていた園では、他園との差別化というところで、三歳児からの英才教育という知能指数を上げるための民間産業の投入を午前三十分という時間帯で実施しておりました。他の私立保育園では、経営に成功した理事長や園長が第二、第三の系列園を設立していきました。子供たちにとっては、誰が担任なのか戸惑い、職員もさまざまな矛盾を抱え、裕福な保護者層でしたが、それでも保育料に多額な上乘せ負担が強いられ、保護者の経済的な条件が子供たちの格差を生んでいました。職員加配が必要な障害児の受け入れもありませんでした。都市部ですので、私立園を全否定するものではありませんが、これが民間経営ということの実態ではないでしょうか。

十二月八日、議会全員協議会において、並河教育長から突然、平成二十九年四月に定員百五十名で開園する養北保育園、養北幼稚園は認定こども園とし、特色ある園運営にするため町内の社会福祉法人等を公募したいというものでした。一月末までに町内、なければ二月末に町外、そしてなければ町立で運営すると発言されました。

そこで、次の四点で伺いたいと思います。

一、民間委託は保護者や現場、地域住民にいつ説明され、不安や疑問に答え、合意形成はできているのでしょうか。

二、教育長は就任間もなく、議会全員協議会で、教育施策は子供にとり一番よい方法を選ぶ旨の発言をされましたが、民間委託が一番よい方法とお考えなのでしょうか。

三、養北が民間運営を打ち出し、今後、日吉や広幡、さらに民間の保育園に公立幼稚園を移行するのお考えは、町の就学前保育や教育の公的責任をどうお考えなのでしょうか。

四、財政の厳しさを理由に、町立運営を放棄しているのではないのでしょうか。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 質問のごさいました四点のうち、一番と四番については、私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

最初に、水谷議員のほうから民間運営の実態という御説もございましたけれども、私の考えといたしましては、民間だから悪いというようなことはないというふうに思っております。公であれ、私であれ、やはり責任を持ってそれぞれに対応していただければ十分に教育の質等は担保されるというふうに思っておりますので、それを前提としてお話をさせていただきますと思います。

保育園の保護者会や幼稚園等のPTA連合会、それから保育研究協議会、幼稚園長会等、保護者代表や現場関係者、学識経験者にて構成されております子ども・子育て会議では、今年度、地域の子ども・子育てにかかわるニーズを把握するため、就学前児童の保護者全員にアンケートを行い、そのニーズを調査いたしました。

保育施設の民営化については、回答者の二〇・八%が反対にとどまるとの御意見であったことから、おおむね理解いただいたものと考えており、サービスの充実や施設環境の向上を期待するものであります。

子ども・子育て支援事業計画の策定につきましては、これらのニーズを考慮したもので、子ども・子育て会議に諮り、議論の結果、承認をいただき、特に民営化に関する反対意見はありませんでした。

当計画は、平成二十七年度から平成三十一年度までの五カ年を計画期間として、主に保育等に関する需要見込み量、提供体制の確保の内容及びその時期、重点項目として認定こども園への移行とあわせて民営化の方向性について等を支援計画に盛り込み、平成二十六年十月三十一日から十二月十五日までパブリックコメントを実施いたしました。これに関する意見はなく、町民の方々に御理解をいただいたものと考えております。

参入事業者との連携の場につきましては、特に今回建設予定の幼保連携型認定こども園はこれまでに当町にはない新たな施設であり、さまざまな問題が発生することが予想されることから、全ての事務が適切かつ円滑に実施されるよう、事業者と町及び教育委員会とが相互に緊密な連携を図りながら協力していく環境を整えていく必要があると考えております。

それから、町立運営を放棄していないかというような御質問でございますけれども、児童福祉法第二十四条第一項では、市町村に対して保育の実施責任を、第二項においては認定こども園や家庭的保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講じなければならぬ責務を規定しており、三の質問とも、三の質問というのは教育長に対するですけれども、関連しますけれども、民間移行は決して町立運営の放棄ではないと思っております。以上です。

○議長（松永民夫君） 並河教育長、答弁。

○教育長兼教育委員会事務局長（並河清次君） 失礼いたします。

水谷議員の二つ目と三つ目の質問についてお答えしたいというふうに思います。

二点目の、教育長は就任間もなく、議会全員協議会で教育施策は子供にとり一番よい方法を選ぶ旨の発言をされたが、民間委託

は一番よい方法とお考えかという質問にお答えいたします。養老町の幼児教育のよさをどのようにしたら今後も継続していくことができるのかというこの問題は、私が就任以来頭を悩ませてきた幾つかの問題の中の大切な一つです。

五歳児だけの幼児教育は養老町独自のものであり、大変成果をおさめております。幼稚園と小学校との連携が長年にわたり継続的に図られており、幼稚園から小学校に入学したときに起こる不安定さである小一プロブレム、小一ギャップとも言われておりますけれども、もなく、学級崩壊も起こらず、スムーズに小学校の生活に入ることができております。文部科学省では、全国で起きている小一プロブレムへの対応・対策について検討に取りかかっていると聞いておりますが、養老町はこのことに対する先進町と言ってもよいものであると考えております。子ども・子育て会議が行った子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果でも、この制度は多くの保護者の皆様に支持されております。

しかし、こういった現状も考えに入れながら、これまでいろいろと検討してまいりましたが、国が打ち出している子ども・子育て法案、幼稚園の一体化や民営化に対する民意、政府の民営化推進施策、町の財政状況や今後の認定こども園化等から考えた場合、これが今とれる最善の策であると考えております。

三点目の、養老が民間運営を打ち出し、今後日吉や広幡に民間の保育園に公立幼稚園を移行するとの考えは、町の就学前保育や教育の公的責任はどうお考えかという問題にお答えいたします。

全国的に見ると、年々民営化が進んできております。これは、政府の官業民営化推進施策等のあらわれであり、他の地方自治体においてもその影響を受けているものと考えられます。

今後の日吉や広幡地区、さらには養老、上多度、笠郷、池辺地

区の幼児教育の推進につきましては、子ども・子育て会議の検討結果を踏まえ、上記のような施策や実態をもとに、さらに検討していきたいと考えております。十分民意を踏まえながら、町でできる範囲の中で精いっぱい公的責任を果たしてまいりたいと考えております。

以上が質問のお答えといたします。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 就学前の保護者にアンケートをとり、二〇・八%しか反対はなかったと、よくもまあこんなことをおっしゃいますねと言いたいです。アンケートの回収率は五五・八%、民営化に反対が二〇・八%、賛成が二八・四%、よくわからないと答えていらっしゃる方は四八・八%あるんですよ。五〇%あるわけです。よくわからないというのは、町からの周知徹底、また制度がわからない、また迷っている、その中に反対、民営化しないでほしいという声もあるわけです。ですから、反対二〇・八%、あたかも八〇%は賛成ですというような町長の答弁、納得はいきません。この点を再度伺いたいと思います。

それから、前野村教育長は、行政懇談会の地区要望の幼保一元化について、小学校就学前の幼稚園での、先ほど並河教育長がおっしゃったような形で、西濃教育事務所からも高い評価を受けており、一元化はしないというふうに述べられ、平成二十五年度の一般会計予算には、養北幼稚園の耐震化予算での設計委託料が五百四十六万七千三百円、そして工事費、消費税と一般管理費を抜いた工事費が四千五百四十八万八千三百二十二円計上されておりました。決算では、未執行として不用額で処理されましたけれども、これは教育長がかわり、大きく政策が展開したということになります。

先ほど一番目の質問で、保護者や現場、地域住民にいつ説明されたかという通告を出したにもかかわらず、この点では一言も答弁もございませんでした。地域住民も全く知らないんです。養北保育園と幼稚園で新しく園舎ができると、それは当然町立でやっていただけだと、全ての養北校下、また泉や養北に通う区域の人たちは思っておられるわけです。少なくとも保護者、現場、地域など、何回も説明をして、こういう問題の合意を得ているのが民間で進められている近隣市町の実態です。議会には紙ベースですら何も情報がないと。突然こういうことを言われても納得できることはありません。並河教育長が言われる特色ある園づくりとは、どんなことを期待しておられるのでしょうか。

毎年、議会にも養老町の教育という冊子が配付されます。読んだり、各園を訪ねても、どこでも地域を分析し、また地域に沿った特色あるカリキュラムを用意し、園長中心に主任、そして勤務員の方々、現場で非常に努力しておられます。そして、地域に開かれた特色ある園経営をしているではありませんか。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） アンケート結果の件について、申し上げます。

まず第一に、議員のほうは町立でなければならぬというようなニュアンスでお答えをしておられるように思いますけれども、私といたしましては、先ほども述べましたように特色ある運営等なされれば、私は民営も一つの選択肢として捉えていいというふうに考えております。町立でなければならぬというような意味で捉えておりませんので、今回も民営化というものを打ち出させていただきました。

それから、アンケートの場合は判断材料の一つということでご

ございますので、そのアンケートの中で賛成が多数であったということは判断材料の一つになるというふうに考えております。

以下の件につきましては、教育長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 並河教育長、自席で答弁。

○教育長兼教育委員会事務局長（並河清次君） 特色ある園づくりということがありますが、私立の幼稚園、保育園についてはそれぞれ特色ある経営を行ってもらっているというふうに思っています。公立と私立、民間が競合することによって、それぞれが高まっていけるものというふうに考えております。

先ほどお話ししましたけれども、子供にとつて本当に何がいいのかということとは十分考えていますし、今後も考えていきたいと思っております。しかし、国の政策とか、いろんな問題も考えなければならぬ要素がいっぱいありまして、このような方向で行くのが養北認定こども園については一番いいのかというふうに考えております。以上です。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 子供たちが公的な保育を受ける、そして子供たちが私立の目的に沿った多角なメニューをこなしていく、養北校下では、今までずっと町立というふうなことで運営をされてきましたし、私は親の経済状態で格差がある保育がされているというふうには思っています。それが公立のいいところであるというふうに思っています。

民営化絶対反対というわけでもありませんけれども、百歩譲ってもやり方です。十二月十一日に開かれた小畑地区の社会福祉協議会、そして十三日に開かれた飯田女性の会の有志会でも、みんな

な驚きと怒りに不安の声が広がりました。一回も地域にそういうことが情報開示されていないのはおかしいということであります。

私は、もっともつと慎重に時間をかけて、いずれ民営化という合意点が出たとしても、それまでのプロセスが養北の連携こども園が初めてのことですので、先ほどありました日吉地区、広幡地区、そして全町の取り組みのモデルにもなると思います。こういう形でどんどん進められていくと、住民参加とか住民自治とか、一方では言いながら、もう決まりましたよというようなやり方は、町長、おかしいんではないですか。

一月、二月に広報で公募するというのですが、私は現時点でやめていただきたい、そういうふうに思っております。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 住民への説明というのは、先ほども申しましたようにアンケートが出されたのが、はっきりとした日付をちょっと把握はしておりませんが、事前には説明をさせていただいておりますし、また子ども・子育て会議は、一昨年からの件についても協議を重ねているところでございます。住民への説明ということもございますけれども、地域へのというように捉えたら、一つのこの養北保育園は養北地区だけのものでもございません。養老町全体ということでございます。その中で私立があり、公立があり、選択できるという姿勢をとっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） まだまだ言いたいことはいっぱいありますけれども、三回目までやらせていただきましたので、次の三件目に入らせていただきます。

地域公共交通施策について伺います。

地域の交通は、高齢者の移動の確保だけでなく、まちづくり、児童・生徒の通学保障と安全確保、勤労者の通勤保障、地域コミュニティづくりなど、地域の課題です。

こうした中、二〇一三年十二月、交通政策基本法が制定され、二〇一四年五月には、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律が成立し、地域交通は地方自治体が先頭になり、政策をつくることが打ち出され、地域住民や地方自治体の交通政策づくりが今まで以上に重要となりました。

二〇二〇年を目標にした養老町第五次総合計画は、第二章、活力のあるまち基盤の中で、便利な交通網、情報基盤づくりと題し、公共交通を記述していますが、どこまで進められているのでしょうか。

平成二十六年三月は、海津市は上級機関や市民も参画した協議会を立ち上げ、海津市公共交通計画策定を大きく前進させ、施策を展開しております。これが基盤となる報告書です。

また、岐阜市でも二〇〇六年、岐阜市公共交通利用促進協議会を設置し、助役を中心に都市建設部基盤整備局、福祉部などが参画し、地域課題に対応できる市役所の体制づくりを構築し、この施策を進めております。

そこで、次の点で伺います。

一、オンデマンドバスの見直しについてです。

さきの町長選挙でも、さまざまな要望が住民から出されました。巡回バス方式にしてもらいたい。ドア・ツー・ドア方式はどうか。また、ゾーンバスシステムやゆせんの里が定期的に路線バスとして大垣駅へ行っているのなら、行きはそれに乗せてもらい、帰りは養老鉄道で帰ると、そういうようなこともできるし、またさま

ざまな民間の福祉バスが、例えば特養ですけれども、そういうのも公共交通として考えるような施策をしてはどうかと、本当に多くの声が寄せられたのも事実でございます。

そこで、オンデマンドバスの見直しについて、ただいま述べました点を含めて、答弁をいただきたいというふうに思います。

そして、町民参加による協議会の設置でございます。そこには町民参加ありませんし、一番よく熟知している委託会社、そういう参加もないというふうに思います。町民参加による協議会の設置が地域公共交通をもっと大きく施策展開するかなめの柱になるというふうに思います。これについての見解を求めます。三点目は、養老町交通基本条例の制定についてでございます。

全国的には、まだこの条例はわずかしかがございませぬけれども、やはり究極的には、この公共交通を補償するための交通基本条例がとて養老町にとっても必要だと思えます。答弁をお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） デマンドバスの三点の御質問にお答えを申し上げます。

デマンドバスの見直しについてということでございますけれども、御提言や課題等の運行改善については、オンデマンドバス運営委員会が審議をしながら、町民や利用者の皆様の御意見をお聞きして、本当に便利な交通機関になるよう努めてまいります。

また、協議会の設置につきましては、オンデマンドバス以外の交通手段を含めた総合的な地域公共交通施設については、今後の重要課題と考えております。国の交通政策基本法の理念は、持続可能な地域公共交通網の形成に資するよう、地域公共交通の活性

化及び再生のための自治体の取り組みが必要であるとしております。このため、町としましては今後の地域公共交通施策を進める上では、まず第一に、基本となる地域公共交通網形成計画の策定を進めることが必要と考えております。このために、国・県、事業者及び住民代表者等による協議会を設置し、協議していくという形で検討していくことになろうかと思っております。

また、基本条例の制定についてでございますけれども、将来の地域公共交通施策は、公共交通を利用する者はもとより、町や事業者、町民の地域社会全体で支えていくことが重要となっております。町民及び事業者の参画と協働のもと、公共交通の維持及び充実のための施策を総合的かつ計画的に推進するためには、今後は条例の制定等の検討も含め、地域公共交通施策の順次見直しを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 時間がありませんので、一言だけお話をさせていただきますと思います。

例えば、オンデマンドバスの予約です。養老町の場合は、自分で直接かけるというふうなことが多いんですが、長野県のある自治体は、某大学と連携して、六十五歳以上の住民にスマートフォンを渡して、左は予約、右は取り消しと、ボタンで押せるようなシステムを国の事業として構築しているわけです。ですから、町長が、皆さんはお孫さんや息子さんのところに電話かけられるでしょう、それと同じ感覚ですよと言われて広められましたけれども、それとできない高齢者がいるわけで、やはりいろいろな施策を、住民の立場に立って一つの新しい施策を追求し、利用しやすいように検討をしていただきたいというふうに思いますし、そ

ういう点では議会は大いに協力をするというふうに申し述べ、質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 以上で、十三番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） たいま議長から質問の許可をいただきましてので、二点について質問させていただきます。

まず、大橋養老町長、二期目、当選おめでとうございます。

一点目は、町長二期目に対する思いは。

町長が、一期目は養老を再生する教育、行政、医師、産業、少子化、防災、環境、介護の八つの一番の養老改革プロジェクトを掲げ、町民主導、公平・公正な行政経営を信条とした町政公約をしました。

そこで一点目は、その公約の成果と反省点は。

二点目、養老改元一三〇〇年プロジェクトとして、新生養老まちづくり構想や町民・行政の協働のまちづくりなど、行政課題が山積みです。

それらを踏まえて、二期目に対する意気込みと抱負をお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 吉田議員の質問にお答えをさせていただきますと思います。

一期四年という任期が終わって、その反省という意味でございます。少しこの場で、思いも含めて、ちよっと長くなるかとも思いますが、お答えをさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

就任以来、真の町政は町民主導、公平・公正ということで、本町が個性的で価値ある地域社会となるよう大きな事業を推進してまいりました。一期四年というのは長いようで短く、あっという間に過ぎていったのが実感でございます。その中でも、すぐに着手、実行できることもあれば、時間をかけてやらなければならぬということもあります。私自身、ある程度張りをつけての行政経営ができたのではないかと考えております。

一方、町職員の中には、当初、私が事業執行にある程度のスピード感や成果を求めたことから、今までの行政にない発想に戸惑いもあつたかというふうに思います。ただ、町長室の入り口の扉を開放するというようなことをしながら、職員との意思の疎通はしっかりと果たしていきたいというような形で進めさせていただきました。

また、二十三年七月には、町民視点からの町行政の今の姿を見直すために町行政経営改革プランを策定して、聖域ない、これまでに積極的に町行政経営改革に努めてまいりました。

一つは、町役場の機構を町民にとって簡素でわかりやすくしたことでございます。また、歩いて動けるまちづくりをキーワードに、オンデマンドバスも導入をいたしました。また、景気対策の一環として、町商工会が行う地域商品券の発行を支援したり、また住宅リフォーム助成制度を創設してまいりました。

特に、東海環状自動車道につきましては、平成二十四年九月に養老ジャンクションから大垣西インターチェンジがいち早く供用開始されたところでございますけれども、養老改元一三〇〇年を控えて一刻も早い開通ということで、本町が抱える一三〇〇年祭に間に合うような形での働きかけもしてまいりました。

また、安全・安心の分野においては、消防司令棟の整備や池辺

地区での防災拠点の整備を進めたほか、小・中学校の耐震化を進めた結果、今年度中にはその耐震化率も一〇〇%となる予定でございます。スポーツプラザ養老の屋内温水プールもリニューアルをいたしました。

このような住民サービスを進める一方で、町補助金の見直しも行いました。この見直しにつきましては、補助金所管課における各補助金交付団体への説明が不十分であったということで、見直しの趣旨が十分に理解されずに、意に反する意見も一部で寄せられたということがございます。しかし、既得権益的になつていた補助金の適正化は進めることができましたと考えております。

また、改良住宅の問題につきましては、家賃滞納者や不適正入居者への対策を強化するために、役場内の組織機構の見直しに合わせまして、産業建設部建設課内に改良住宅対策室を設けまして、弁護士など専門家の意見を聞きながら、提訴などの法的措置も視野に入れた適正な管理に向けて強い姿勢で臨んでまいりました。

さらに、平成二十九年、養老改元から千三百年という記念すべき年を迎えますので、それにあわせる形でまちづくりの基本となる新生養老まちづくり構想を皆さんとともに作成をしたところでございます。

また、協働のまちづくり推進ということで、地域に新たに地域自治町民会議という新しい組織の創設を提案、推進をしてまいりました。

一期目の四年間は、これまでの枠にとらわれないという考え方で進めてまいったところでございます。今後もスピード感を持って、町第五次総合計画の推進を進めてまいりたいというふうにごえております。

ただ、反省点といたしまして、町斎苑清華苑の嘱託職員による

着服事件や職員の時間外勤務手当の未払い問題など、町民の皆様
の町政への信頼を失墜された出来事もございました。これに対し
ては、引き続き信頼を取り戻すべく職員とともに取り組んでいき
たいと考えております。

それから、一番大きな養老改元一三〇〇年については、町民の
皆様方の町の考え方が十分に伝わっていないというような御意見
もいただいております。政策、施策を町民の皆さんに伝えること
の難しさも実感しておりますので、この点についてもしっかりと
説明を果たしていきたいというふうに考えております。

二期目に対する意気込みということでございますけれども、一
つには、これまで何度も申し上げてきておりますけれども、二〇
一七年には養老改元一三〇〇年という、本町にとりまして百年に
一度あるかのような記念すべき年を迎えます。そこで、この
新生養老まちづくり構想に基づいて、町民の皆さんの協働によっ
て、養老公園の再整備や周辺への道の駅、クラインガルテンなど
の整備を推進していきたいと考えております。

また、この一三〇〇年祭が地域活性化の最大の近道であるとい
うふうに捉えて、その周辺道路交通網等、しっかりと整備をして
まいりたいというふうに考えます。特に東海環状自動車道全線開
通については、極めて重要なプロジェクトであると考えておりま
す。国や県等への積極的な働きかけを行っていききたいというふう
に考えております。

また、養老サービスエリアにおけるスマートインターチェンジ
につきましても、地域の皆様方の御理解をいただきながら、一日
も早く整備ができるように進めてまいりたいと考えております。

こうした道路網の整備によって、工場や事業者、企業等の誘致
を推し進め、新たな雇用の創出による地域経済の活性化を目指し

ていきたいと考えているところでございます。

また、三つ目としまして、町の安心・安全といったものにも決
して取りこぼすことのないように、しっかりと住民の安全は守っ
ていきたいというふうに考えております。

先般、日本創成会議が打ち出しました八百九十六の消滅すべき
自治体の一つに養老町が上げられたことから、やはり少子・高齢
化の問題、特に高齢化に対するものとしては、十分に取りこぼす
ことのないよう推し進めていきたいというふうに考えているとこ
ろでございます。

いずれにしても、町民主導、公平・公正な町政ということ
で、スピード感を持って皆様方に丁寧なる説明をしながら、協働
というのを一つの大きなキーワードとして、住民の皆様方と一緒
にこの養老町の活性化に向けて取り組んでいきたいというふうに
考えておりますので、議員にも御協力よろしくお願いを申し上げ
まして、答弁とさせていただきます。

〔五番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） 今、町長のほうから一期目の反省、また二
期目の意気込みということで、いろんな話が聞きました。

まず、一期目の反省点の中で、長澤議員とか三田議員さんのお
話もあつたように、町民への説明不足とか、また再編問題、いろ
んな感じでやっぱり早く町民に説明、そして再編問題は早く解決
するということが一番町民が安心して暮らせるかなあという形で
思っています。

そして、二期目については行政がスピード感を持ってやるとい
うことで、一期目の問題点とかいろんな形、また二〇一七年には
養老改元一三〇〇年があるということ、養老公園、また道の駅

と、そして道路網の整備等のいろんな問題があります。そうした形を早くスピード感を持ってやってください。

再質問としては、まず、町長としては一期目として町長の考えの中で何%ぐらい行政にできたかなあということを一遍聞かせていただきたいと思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） ちよっとお答えするには大変難しい問題かなあというふうに思います。何%できたというよりも、気持ちの中で一期目の仕事に対する満足度といいますか、そういったものの自分の気持ちから言えば、やはり六〇%行くか行かないかなあというような御返答をさせていただきたいというふうに思います。

〔五番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） 町長のほうから反省点ということで、六

〇%ぐらいかなあということで、二期目に対してはやっぱり一〇〇%になるように努力をお願いしたいと思います。

続きまして二点目ですけれども、福祉委員についてですけど、住みなれた地域で安心して暮らしたいと誰もが願うことである。しかし、近年、地域住民のつながりの希薄化などにより不安を抱えて暮らしている方が増加し、福祉的な課題も複雑多様化している。

暮らしの課題は民生委員だけで支援していくにも限界がある。そうした課題を解決していくためにも、住民支え合い、見守りを生かした地域福祉活動の担い手が福祉委員であり、地域の福祉活動の推進のためにも必要であると考えております。

質問二。

まず一点目は、民生委員は各地域に何名いますか。住民に対す

る民生委員の割合は。

二点目、福祉委員の設置を考えているか。お願いします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 民生委員の現在の人数とその割合というところでございますから、厚生労働大臣の委嘱を受けた民生委員は、現在、地区別に高田地区十人、養老地区五人、広幡地区四人、上多度地区六人、池辺地区六人、笠郷地区七人、小畑地区五人、多芸地区七人、日吉地区四人、室原地区二人の計五十六名の方がお見えになります。

また、平成二十六年十一月三十日現在の地区別委員一人当たりの担当世帯数は、最高が二百三十世帯で、最低が百四十世帯でございます。委員一人当たりの担当世帯は、最高が七百三十七人、最低が三百八十四人で、平均では一人五百五十三名となっております。

二点目の、民生委員をサポートする福祉委員というものの設置を考えているかという御質問であろうと思いますが、福祉委員につきましましては、平成二十二年三月に策定いたしました養老町地域福祉計画の中で、社会福祉協議会が主体となって自治会を単位とする福祉推進委員という位置づけで設置について検討していくことを掲げております。

現在、民生委員、児童委員への地域からの課題や要望が多様化しており、人口流出及び高齢化による担い手不足も否めない状況下、社会福祉協議会では支部長会に諮り、現状の体制で十分なため、設置しない方向に結論づけをされました。

しかし、民生委員、児童委員を補助するとともに、気軽な相談相手となり、地域のさまざまな活動の企画にかかわり、より身近な地域の福祉ニーズを把握するためにも、その設置について再度

検討するため、現在策定中の養老町地域福祉計画、これは平成二十七年から平成三十一年までの中で、住民意識調査、地域別座談会等の結果を踏まえて、今後策定委員会に諮り、成案を得るための検討を十分にしていまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

〔五番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） 今、民生委員の各地区の報告をいただきました。

報告の中で、民生委員の一人当たり二百三十世帯、また一人に当たる人数的には七百三十人。本日にたくさんの方を民生委員の方が見ているなあということを感じました。

そうした中で、お年寄りから聞きますと、うちの地域の民生委員はなかなかそういう話も忙しいので乗っていただけけんとか、そういういろんな声が聞こえます。本日に福祉、今六十五歳以上が二〇％以上見える中で、そういうお話がなかなか聞いてもらえない、そういう話題が多い中で、福祉委員の役割というのは大変必要じゃないかと思えます。

そうした中で、今、今後福祉委員に対して検討するという事のお話を聞きましたけれども、再度ですけれども、検討するんじゃないかと、設置しますということをお聞きして、私の討論を終わります。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 先ほどもお答えをさせていただきましたけれども、現在は社会福祉協議会の中で検討していくという事を掲げられておるわけでございます。この見直しが二十七年、三十一年の計画が現在進められております。その中で、やはり御協議

をいただくということも必要だろうというふうに思いますし、また現在、別に進めております自治町民会議等の中で、地域の方々でそういったような組織をつくり上げようというような機運になれば、そういった形でやっていただければというふうに思っております。

いずれにしても、現在の民生委員の方々の負担というのはかなり多岐にわたり、大変な仕事をしていただいているということで、それを補助する意味においても、積極的に、前向きに検討していければというふうに考えております。以上です。

○五番（吉田太郎君） これをもちまして質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 以上で、五番 吉田太郎君の一般質問を終わります。

一般質問は全て終わりました。

日程第三、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（松永民夫君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

本日はこれをもって散会といたします。

なお、議会最終日はあす十二月二十五日午前九時三十分より会議を開きます。本日は御苦労さまでございました。

（散会時間 午後二時十六分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十六年十二月二十四日

議長 松 永 民 夫

議員 早 崎 百 合 子

議員 野 村 永 一